

ドイツ、オーストリア及びハンガリーにおける難民の受入れ

国立国会図書館 調査及び立法考査局
議会官庁資料課 渡辺 富久子

【目次】

はじめに

I ドイツにおける難民の受入れ

- 1 難民認定手続の迅速化
- 2 ドイツ社会への統合措置の強化

II オーストリア及びハンガリーにおける難民の受入れ

- 1 オーストリア
- 2 ハンガリー

おわりに

翻訳：庇護法（抄）

はじめに

2015年、欧州には、中東やアフリカから100万人を超える難民が流入した。この状況は、欧州における難民危機ともいわれており、難民の流入を可能な限り抑制するための様々な措置が、EU及びその加盟国において講じられている。ギリシャからバルカン諸国、ハンガリーを經由し、オーストリア、ドイツに至るいわゆる「バルカンルート」の国々は、国境の管理を強化した。また、EUレベルでも対外国境管理が強化され⁽¹⁾、2016年3月にはEUとトルコが難民協定を締結した⁽²⁾。難民が発生する根本的な原因が解決されたわけではないが、これらの措置により2016年の欧州への難民流入は2015年に比べて相当程度減少した⁽³⁾。

EUは共通の庇護政策を有しており、各加盟国は、EU法に則った難民庇護法制を有している⁽⁴⁾。しかし、大量の難民流入を受け、難民受入れへの対応をめぐって加盟国の間で意見の対立が生じ、各国ごとに様々な措置がとられた。各国が講じた具体的な難民受入れの措置を調査するために、筆者は、2016年11月にドイツ、オーストリア及びハンガリーの

* 本稿におけるインターネット情報は、2017年3月31日現在である。

(1) 島村智子「【EU】対外国境の管理に係る新制度」『外国の立法』No.269-1, 2016.10, pp.8-9. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10202189_po_02690104.pdf?contentNo=1>を参照。また、EUは、難民をコントロールして受け入れることを目指している。Ulf Rinne und Klaus F. Zimmermann, „Zutritt zur Festung Europa? Anforderungen an eine moderne Asyl- und Flüchtlingspolitik“, *Wirtschaftsdienst*, 95(2), 2015.2, S. 120.

(2) EUとトルコが2016年3月18日に合意した協定の内容は、2016年3月20日以降にトルコからギリシャに渡った非正規移民をトルコに送還し、トルコに送還された移民1人につき、トルコにいるシリア難民1人をEUが引き取り、再定住の措置をとるというものである。その際、それまでにEU域内に違法に入っていない難民を優先して、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が選定する。欧州理事会のプレスリリース „Erklärung EU-Türkei, 18. März 2016“, 2016.3.18. [consilium.europa.eu website](http://www.consilium.europa.eu/de/press/press-releases/2016/03/18-eu-turkey-statement/) <<http://www.consilium.europa.eu/de/press/press-releases/2016/03/18-eu-turkey-statement/>>を参照。

(3) ドイツに2015年に流入した難民は約90万人であったが、2016年には約28万人であった。„Weniger Geflüchtete, weniger Schutz“, *Frankfurter Rundschau*, 12. Januar 2017, S. 5.

(4) EUの共通の庇護政策は、庇護手続指令2013/32/EU、難民受入条件指令2013/33/EU、難民資格指令2011/95/EUやダブリン規則（EU）No.604/2013等関連する指令及び規則において定められている。現在、現状に合わせてこれらの見直しを検討されている。Joachim Henkel, „Reform des Dublin-Systems“, *Zeitschrift für Rechtspolitik*, 50(1), 20. Januar 2017, S. 2ff.

関係省庁等を訪問し、ヒアリングを行う機会を得た。本稿では、この調査の結果を踏まえ、ドイツ（第Ⅰ章）並びにオーストリア及びハンガリー（第Ⅱ章）の2015年以降の難民流入への対策について紹介する。あわせて、ドイツの庇護法の主な規定を訳出する。

I ドイツにおける難民の受入れ

ドイツ連邦共和国基本法（憲法に相当する。以下「基本法」という。）は、政治的に迫害されている外国人がドイツにおいて庇護を求める権利を基本権として定めている（第16a条）。ドイツの難民受入れはこの基本権の理念に基づく。同時に、ドイツは急速な少子高齢化に直面しているため、社会保障制度の維持及び専門的な労働力確保のために移民や難民を受け入れ、ドイツ社会に統合することに注力している。移民及び難民の具体的な受入策としては、労働移民を労働市場における需要に応じて、また、職業資格を雇用の要件として受け入れる一方、難民の保護は人道上のものとして、その受入数を制限していない。しかし、経済難民⁽⁵⁾に見られるような制度の濫用を防ぐ必要があり、難民認定手続の適正化が重視されている。

ドイツにおける難民に関する主な法律は、滞在法⁽⁶⁾、庇護法⁽⁷⁾及び庇護申請者給付法⁽⁸⁾である。滞在法は移民及び難民の滞在資格を、庇護法は難民の保護基準及び庇護手続を、庇護申請者給付法は庇護申請中の外国人に対する現金及び現物による給付を定める法律である（以下、「庇護手続」を「難民認定手続」、「庇護申請者」を「難民申請者」という。）⁽⁹⁾。なお、難民認定手続とは、難民認定申請の受理から、ヒアリングを経て、申請に係る決定までの所管官庁による手続をいう。難民認定手続は、従来、各州の難民受入施設に付置された連邦移民難民庁の支部で行われていた。

2015年の難民の大量流入に対処するために、第1次難民対策法⁽¹⁰⁾（一部を除き2015年10月24日施行）、第2次難民対策法⁽¹¹⁾（2016年3月17日施行）及び統合法⁽¹²⁾（一部を除き2016年8月6日施行）が制定された。これらは、滞在法や庇護法、庇護申請者給付法等の関係法律を改正するもので、難民認定手続の迅速化や統合措置の強化のための様々な措置

(5) 出身国における困窮を逃れるため、受入国の給付等を目的として当該国に入国し、難民認定申請を行う者。難民条約上は、経済的な理由は、庇護の要件とならない。

(6) Gesetz über den Aufenthalt, die Erwerbstätigkeit und die Integration von Ausländern im Bundesgebiet (Aufenthaltsgesetz - AufenthG) vom 30. Juli 2004 (BGBl. I S. 1950). 滞在法の解説及び2007年時点の全訳は、戸田典子「ドイツの滞在法—「外国人法」からEU「移民法」へ—」『外国の立法』No.234, 2007.12, pp.4-112. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000294_po_023401.pdf?contentNo=1>を参照。

(7) Asylgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 2. September 2008 (BGBl. I S. 1798). 庇護法は、2015年10月20日の法律（BGBl. I S. 1722）により、「庇護手続法」から名称が変更されたものである。2002年時点の庇護手続法の詳細及び翻訳については、本間浩「ドイツにおける難民保護と難民庇護手続法」『外国の立法』No.216, 2003.5, pp.66-114. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000505_po_21602.pdf?contentNo=1>を参照。

(8) Asylbewerberleistungsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 5. August 1997 (BGBl. I S. 2022). 庇護申請者給付法の翻訳は、渡辺富久子「ドイツにおける難民に関する立法動向—人間の尊厳にふさわしい待遇を目指して—」『外国の立法』No.264, 2015.6, pp.64-84. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9381678_po_02640004.pdf?contentNo=1>を参照。

(9) 渡辺富久子「ドイツにおける移民及び難民の滞在資格」『外国の立法』No.267, 2016.3, pp.126-128. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9914663_po_02670006.pdf?contentNo=1>を参照。

(10) Asylverfahrensbeschleunigungsgesetz vom 20. Oktober 2015 (BGBl. I S. 1722).

(11) Gesetz zur Einführung beschleunigter Asylverfahren vom 11. März (BGBl. I S. 390). 渡辺富久子「【ドイツ】第2次難民対策立法」『外国の立法』No.267-2, 2016.5, pp.12-13. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9974277_po_02670206.pdf?contentNo=1>を参照。

(12) Integrationsgesetz vom 31. Juli 2016 (BGBl. I S. 1939). 渡辺富久子「【ドイツ】難民の統合を促進するための法改正」『外国の立法』No.269-1, 2016.10, pp.14-15. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10202192_po_02690107.pdf?contentNo=1>を参照。

を定めている。これらの法律の概要は、解説末尾の表1にまとめた。以下に、難民認定手続の迅速化と統合措置の強化の概要を紹介する⁽¹³⁾。

1 難民認定手続の迅速化

2015年には約90万人の難民がドイツに流入し、国境周辺に設置された登録所が登録を受け付けたものの、登録者数が多すぎたために行政の対応が追いつかず、すぐには難民申請ができない場合が多かった。そのため、2015年の難民申請件数は441,899件にとどまり、流入した難民の登録数と難民申請件数とのギャップを埋めるために、難民認定手続の迅速化が必要となった。その他、難民認定手続の迅速化は、主に、①難民として認定された者への統合措置を早期に開始すること、②難民として認定されなかった者に対する国外退去強制の早期執行を可能とすることを目的とする。

ドイツにおいて、難民認定手続は、連邦移民難民庁（Bundesamt für Migration und Flüchtlinge. 連邦内務省の下部機関）が行う。しかし、2015年には、手続迅速化のための措置の多くは、連邦内務大臣を超えて、メルケル（Angela Merkel）首相から連邦移民難民庁に対する直接の指示により実施された。以下の3つが難民認定手続の迅速化のための主な措置である⁽¹⁴⁾。(1)及び(2)は庇護法の既存の規定の運用により、(3)は庇護法の改正により、実施されている。

(1) 難民認定手続の担当者（Entscheider）の増員

2015年の秋に400人であった難民認定手続の担当者は、2016年3月には3,500人に増員された⁽¹⁵⁾。この中には、研修を受け、連邦移民難民庁に対する支援として時限的に派遣された他省庁の職員も含まれている。他省庁の職員は、次に紹介する決定センターにおいて、申請の諾否に関わる決定を行った。

(2) 「到着センター（Ankunftszentrum）」及び「決定センター（Entscheidungszentrum）」の設置

従前、難民のための諸手続（健康診断、身元調査、難民認定申請等）は、それぞれの所管官庁ごとに、別々の場所で行われていた。手続全体を効率化するために、到着センターと決定センターが設立された。

到着センターは、難民のための諸手続のワンストップセンターとして、各州の難民受入施設に新設されたものである。到着センターで行われる手続は、主に、①登録（州が所管。以下、括弧内は所管機関）、②指紋採取及び写真撮影（警察）、③旅券等の身分証明書の確認（警察）⁽¹⁶⁾、④到着証明書の発行⁽¹⁷⁾及び庇護申請者給付の手続（州）、⑤健康診断（州）、⑥難民申請受理（連邦移民難民庁）、⑦申請に係る決定（連邦移民難民庁）、⑧就労支援（雇用エージェンシー⁽¹⁸⁾）である⁽¹⁹⁾。

(13) その他に、ドイツが難民の受入れに関して注力していることとして、①国外退去強制の徹底、②自発的な帰国の促進、③計画的な難民の受入れがある。

(14) 連邦移民難民庁の担当者の話に基づく。

(15) Deutscher Bundestag, Drucksache 18/8204, S. 76.

(16) この際、難民のデータと警察のデータベースやEUの難民申請者データベースとの照合が行われる。

(17) 到着証明書を発行されると、第1次難民受入施設における居住、給付の受給等の権利を得る。到着証明書は暫定的なものであり、身分証として使うことはできない。Deutscher Bundestag, Drucksache 18/6185, S. 35.

(18) 連邦雇用エージェンシー（Bundesagentur für Arbeit）の下に、全国で10の地域支部（Regionaldirektion）があり、その下に地区を所管する156の雇用エージェンシー（Agentur für Arbeit）がある。連邦雇用エージェンシーが定めた方針を、下部機関が実施する。

(19) Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, *Integriertes Flüchtlingsmanagement: Zielsystem Deutschland*, 2016.

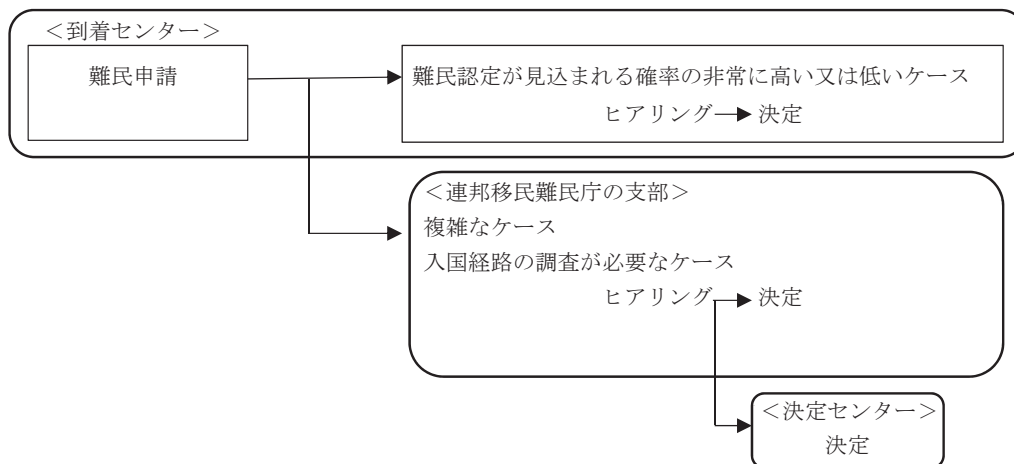
ここで提出された難民申請のうち、難民認定が見込まれる確率が非常に高いケース及び非常に低いケースは、48時間以内にヒアリングから決定までが行われ、全ての手続が2～5日で終了するようになった⁽²⁰⁾。その他、複雑なケースや、入国経路の調査が必要な場合には、従来どおり連邦移民難民庁の支部においてヒアリングが行われた。

決定センターは、連邦移民難民庁の下、全国4か所に設置された。決定センターは、専ら、難民申請に係る決定を行う機関である。難民申請者の数が大きく増えた2015年以降、連邦移民難民庁の支部でヒアリングが行われた場合には、ヒアリングと決定の分業が行われるようになった。これは、難民から直接ヒアリングをする者と、ヒアリング記録を見て、当該難民に保護を与えるか否かを検証して申請に係る決定を行う者との役割を分担するものである。難民に対するヒアリングには専門的な技能を求められ、要員を速成することができなかつたため、効率化を目指し、このような役割分担が行われた。

しかし、ヒアリングと決定の分業は、実際に難民の話聞いていない者が適切に判断することができるか否かについて疑義があり、2017年2月現在、連邦移民難民庁の支部において同一の担当者がヒアリングと決定の両方を行うという従来の方法の割合が増えている⁽²¹⁾。

以上の難民認定手続の流れは、次の図のようになる。

図 ドイツにおける2017年現在の難民認定手続の流れ



(出典) 筆者作成。

(3) 西バルカン諸国を「安全な出身国」に指定

給付受給の目的でドイツに来る西バルカン諸国からの経済難民を減らすために、2014年11月、セルビアやアルバニア等の西バルカン諸国が「安全な出身国」に指定された(庇護法附則II)⁽²²⁾。「安全な出身国」と指定された国は迫害のおそれがない国とみなされ、そ

(20) Deutscher Bundestag, *op.cit.*(15), S. 47.

(21) 連邦移民難民庁の担当者からの情報提供に基づく。

(22) 「安全な出身国」は、庇護法附則IIにおいて指定されている。もともと指定されていたセネガル及びガーナに加えて、2014年11月6日からはボスニア・ヘルツェゴヴィナ、マケドニア及びセルビアが加えられ、2015年10月24日からはアルバニア、コソボ及びモンテネグロが加えられている。ドイツに到着した難民のうち、アルバニア、コソボ及びモンテネグロからの者は、2015年5月に約50%であったが、2015年10月には2%となった(BR-Plpr 943, S. 111)。また、連邦政府は、2016年4月6日に、アルジェリア、モロッコ及びチュニジアを「安全な出身国」に指定するための法律案を連邦議会に提出したが、連邦参議院の反対に遭い、同法案は成立しなかった。Entwurf eines Gesetzes zur Einstufung der Demokratischen Volksrepublik Algerien, des Königreichs Marokko und der Tunesischen Republik als sichere Herkunftsstaaten (Deutscher Bundestag, Drucksache 18/8039).

これから来た申請者が難民として認定されるためには、申請者自らが迫害の証拠を 100% 示さなければならない⁽²³⁾。そのため、「安全な出身国」からの難民の申請については、短時間の審査で終了し、却下されることがほとんどである。さらに、「安全な出身国」からの申請者については、難民認定手続期間中における統合講習⁽²⁴⁾への参加や就労が認められなくなった。このような措置により、「安全な出身国」の者に対して、ドイツで庇護を受けられる可能性はほとんどないというシグナルを送っている。

上記の諸措置により、申請から決定までの平均の手続期間は、2015年の5.2か月から2016年5月～10月には1.8か月へと短縮された。しかし、2016年の末時点で、申請者55万人について未だ決定が行われておらず、これらの難民のための手続を2017年春までに行うことが連邦移民難民庁の目標となっている⁽²⁵⁾。難民認定手続の迅速化のためには、特に、到着センターの設置に見られるような官庁間の協力の改善が重要な課題であった⁽²⁶⁾。

2 ドイツ社会への統合措置の強化

1950～70年代にトルコ人等が外国人労働者としてドイツに移り住んだが、ドイツは、当初このような外国人を社会の構成員として認めていなかった。そのため、彼らをドイツ社会に統合するための適切な対応が遅れ、ベルリンやルール工業地帯等の都市部を中心に、ドイツ人社会と接点の少ないトルコ人居住区が形成され、「並行社会」と呼ばれてきた。外国人コミュニティである「並行社会」で暮らすことで、ドイツ語の習得や職業生活が困難となることが指摘されている⁽²⁷⁾。

こういった経緯を踏まえて、2004年の移民法⁽²⁸⁾においては、統合措置が定められた。その中心は、連邦移民難民庁が助成するドイツ語講習である⁽²⁹⁾。2015年以降、ドイツ語講習の効果を上げるための施策のほか、就労支援の強化等が講じられている。近年流入している難民は、ドイツとは全く違う文化的・社会的背景を有しており、統合措置は一層重要性を増している。以下に、最近の統合措置強化の概要を紹介する⁽³⁰⁾。

(23) Paul Tiedemann, *Flüchtlingsrecht: Die materiellen und verfahrensrechtlichen Grundlagen*, Springer: Berlin, 2015, S. 64f. 通常の難民認定手続においては、審査する側も、出身国の事情の調査等を行う。

(24) 統合講習は、ドイツ語、ドイツの法秩序、文化及び歴史を定住外国人に伝えるためのものである（滞在法第43条）。統合講習は、ドイツ語講習600時間（必要な場合には900時間）とドイツの社会等について学ぶオリエンテーション講習100時間から構成される（統合講習令第10条～第13条）。統合講習令は、滞在法第43条第4項に基づく法規命令である。Integrationskursverordnung vom 13. Dezember 2004 (BGBl. I S. 3370).

(25) 連邦移民難民庁の担当者の話に基づく。

(26) „Noch 491 000 Asylanträge sind offen“, *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 10. Dezember 2016, S. 19.

(27) „Parallelgesellschaft und ethnische Schichtung“, Bundeszentrale für politische Bildung website (<http://www.bpb.de/apuz/30014/parallelgesellschaft-und-ethnische-schichtung?p=all>) を参照。また、金箱秀俊「移民統合における言語教育の役割—ドイツの事例を中心に—」『レファレンス』No.719, 2010.12, pp.51-76. (http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050316_po_071903.pdf?contentNo=1&alternativeNo=) を参照。

(28) Gesetz zur Steuerung und Begrenzung der Zuwanderung und zur Regelung des Aufenthalts und der Integration von Unionsbürgern und Ausländern (Zuwanderungsgesetz) vom 30. Juli 2004 (BGBl. I S. 1950). 移民法は、滞在法及びEU自由移動法 (Freizügigkeitsgesetz/EU) を新たに制定し、庇護手続法や国籍法等の関連する法令を改正する法律である。

(29) 助成を受けてドイツ語講習を実施するのは、各地の民間の教育施設や団体である。

(30) ドイツにおいて多様な文化的背景を有する人々の社会への統合を目的とした近年の連邦政府のプログラムについては、山口和人「移民国ドイツにおけるダイバーシティ社会実現の課題—多様性・寛容・統合—」『ダイバーシティ (多様性) 社会の構築: 総合調査報告書』(調査資料2016-3) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2017, pp.36-44. (http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10310074_po_20170204.pdf?contentNo=1) を参照。

(1) ドイツ語講習

難民には、大学を卒業した者から、学習の経験自体がない者までおり、その学力レベルは様々である。そのため、以前は、仕事で使えるレベルのドイツ語の習得を目指すことに重きをおいていたが、最近では受入施設で使う簡単なドイツ語の講習にも時間をかけている。

ドイツ語講習には、労働移民として長期的にドイツに住む外国人のほか、難民として認定された外国人も参加することができる。これらのうちドイツ語が十分にできない者又は生活保護を受給する者は、ドイツ語講習に参加する義務を有する。難民申請者は、定員に余裕がある場合に、ドイツ語講習に参加することができる。庇護申請者給付を受給する難民申請者は、給付を所管する官庁がドイツ語講習への参加を要請する場合には、参加する義務を有する。

ドイツ語講習の需要は大きく、2016年には33万人の参加者があり、2万のコースが開講された。当初教師の確保は困難であったが、報酬の引上げにより対応し、確保に成功した⁽³¹⁾。

(2) 職業に関するドイツ語講習

2016年7月1日から、連邦移民難民庁は、職業に関するドイツ語講習 (berufsbezogene Sprachförderung) の助成も行っている (滞在法第45a条)⁽³²⁾。これは、上記のドイツ語講習で日常的なドイツ語の学習を終えた者を対象とする。職業に関するドイツ語講習には、移民、認定された難民及び難民認定率が高い国⁽³³⁾からの難民申請者が参加することができる。職業ごとにコースが設けられ、同じ職業のコースを希望する者の数が一定数に達したときに開講される。

(3) 就労支援

就労支援のために、雇用エージェンシーにより様々な措置が新たに講じられている⁽³⁴⁾。例えば、雇用エージェンシーも、就労支援の枠組みで、簡単なドイツ語教育を助成することができるようになった。この場合には就労に資することが重視され、難民は、基本的な単語のほか、企業との連絡の取り方や求人への応募の仕方についての授業も受ける。従来は、ドイツ語を学習してから就労支援を行う流れであったが、最近ではドイツ語教育と就労支援を同時に進める方が効果があるとされ⁽³⁵⁾、午前中にドイツ語学習、午後に職業実習といったスタイルもある。

また、ドイツでの就労には職業資格が重視されるため、難民の職業上の技能や経験の調

(31) „Es wird deutlich mehr freiwillige Ausreisen geben“, *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 20. Januar 2017, S. 4. ドイツ語教師は、「外国語としてのドイツ語」又は「第二外国語としてのドイツ語」を大学で専攻した者とされている (統合講習令第15条)。

(32) この助成は、2009年から2017年までのESF-BAMF-Programm (欧州社会基金と連邦労働社会省による職業に関するドイツ語講習の共同助成) を引き継ぐもので、第1次難民対策法により滞在法第45a条に定められ、時限的なプログラムから恒久的な制度となった。滞在法第45a条に基づいて制定された次の法規命令がその細則を定めている。Verordnung über die berufsbezogene Deutschsprachförderung vom 4. Mai 2016 (BAnz AT 4.5.2016 V1). 費用は全額、連邦が負担する。

(33) 2016年11月現在、シリア、イラク、イラン、エリトリア、ソマリアである。

(34) これらの措置の多くは、社会法典第3編第45条 (失業者の能力開発及び職業上の統合の措置) の規定に基づく。

(35) ギーセン雇用エージェンシーの担当者のお話に基づく。ギーセンは、ヘッセン州の大学都市 (人口約8万人) である。ギーセン雇用エージェンシーは、ギーセンのほか、周辺の小規模な自治体を合わせて担当する。

査にも力が入れている⁽³⁶⁾。ドイツの職業訓練制度においては2～3年の職業訓練を経て職業資格を取得するが、多くの難民は、このような職業資格を有していない。そのため、難民に対しても職業資格の取得が推奨され、それぞれの職歴と関連した職業資格を取得することができるように、様々なコースが設けられている。

ドイツでは、一般的に難民の就労モチベーションは高いと認識されている。しかし、メンタリティや習慣の違いから、相互理解が難しいこともあるため、国際感覚を持ちながらドイツの法秩序や価値観を伝えていくことが重要とされている⁽³⁷⁾。

II オーストリア及びハンガリーにおける難民の受入れ

1 オーストリア

オーストリアは、一定の基準を設けて労働移民を受け入れている⁽³⁸⁾。それに対し、難民の受入れは原則として難民条約やEU法等の国際的な基準に基づいており、従来オーストリアの難民政策は比較的寛容であった⁽³⁹⁾。

しかし、2015年の難民危機において、オーストリアは約9万人の難民を受け入れることとなり、方針を転換せざるを得なくなった。オーストリアは、同国の規模⁽⁴⁰⁾を考慮すれば今後は2015年と同様に難民を受け入れることはできないとして、2016年5月に、難民受入れを制限することを目的として庇護法等を改正した⁽⁴¹⁾。法改正の目的は、オーストリアを難民にとって「魅力的でない国」とすることであった⁽⁴²⁾。改正の概要は、解説末尾の表2にまとめた。

以下では、2016年以降にとられた難民受入れの制限及び統合措置の概要を紹介する。

(1) 難民受入れの制限

難民受入れの制限は、難民の流入により公共の秩序や治安の維持が危機に瀕しているこ

(36) 難民の有する職業上の技能や経験の把握は、困難なことが多い。連邦雇用エージェンシーは、各職業につき写真等を使った問答方式で難民の技能を調査する方法を開発した。これにより、従来3か月程度調査に時間をかけていたのが、数時間で調査できるようになる見込みである（連邦雇用エージェンシーの担当者の話に基づく）。難民が何らかの職業資格を有する場合には、当該出身国の資格とドイツの同様の資格の同等性が審査される。2つの資格が同等である場合には、ドイツにおいても資格として認められ、ドイツの資格に比して不足する部分がある場合には、これを補うための職業訓練を受ける。

(37) 連邦雇用エージェンシーの担当者の話に基づく。同担当者によれば、多くの難民はドイツに来るまでに借金をしていることが多く、その返済のためにもすぐに就労を希望する者が多い。

(38) 高資格労働者については受入数に上限を設けないポイント制により受け入れているが、季節労働者等一部の移民については年間受入数に上限を設けている。Georg Christoph Hanschitz, *Angewandtes Migrationsmanagement in Österreich und der Europäischen Union*, 2014, S. 13. ResearchGate Website (https://www.researchgate.net/profile/Georg_Christoph_Hanschitz/publication/309782457_Angewandtes_Migrationsmanagement_in_Osterreich_und_der_Europaischen_Union/links/5823405e08ae61258e3ca118/Angewandtes-Migrationsmanagement-in-Osterreich-und-der-Europaischen-Union.pdf)

(39) オーストリアは、冷戦時代、中立国としてハンガリー等からの難民を多数受け入れた。冷戦中のオーストリアは難民にとってはトランジット国であったが、冷戦後は目的国となることが増えた。1945年から1995年の間に200万人の難民を受け入れたが、そのうち65万人がオーストリアに残った。Andreas Weigl, *Migration und Integration: Eine widersprüchliche Geschichte*, Innsbruck: Studienverlag, 2009, S. 33f.

(40) オーストリアは、面積約8万4000km²、人口約870万人（2016年）である。ARC国別情勢研究会編『オーストリア 2016/17年版』（ARCレポート）2016, p.132. 人口規模で言えばドイツのバイエルン州（面積約7万500km²、人口約1270万人（2014年））よりも小さい。Statistisches Bundesamt, *Statistisches Jahrbuch; Deutschland und Internationales*, 2016, S. 14.

(41) 24. Bundesgesetz, mit dem das Asylgesetz 2005, das Fremdenpolizeigesetz 2005 und das BFA-Verfahrensgesetz geändert werden, BGBl. I Nr. 24/2016; 25. Bundesgesetz, mit dem das Grenzkontrollgesetz und das BFA-Verfahrensgesetz geändert werden, BGBl. I Nr. 25/2016.

(42) „Verschärfungen im Asylrecht: Innenausschuss holt Stellungnahmen ein“, *Parlamentskorrespondenz*, Nr.372, 14.4. 2016. Republik Österreich Parlament website (https://www.parlament.gv.at/PAKT/PR/JAHR_2016/PK0372/)を参照。

とを宣言する連邦政府の命令「難民緊急事態令 (Asyl-Notverordnung)」によって行われる。これは、難民が大量に流入し、特に、難民認定制度や医療、教育、労働市場、国家財政及び治安等の制度に大幅な支障を来すときに制定される。

難民緊急事態令に基づく難民受入れの制限については、難民条約や EU 法との整合性が問題となる。この点について、ミクル＝ライトナー (Johanna Mikl-Leitner) 内務大臣は、オーストリアは全ての難民申請を受け付けることを義務付けられておらず、公共の秩序及び治安の維持のために必要であれば、EU の指令等の第 2 次法⁽⁴³⁾を暫定的に適用しないことができる、と説明している⁽⁴⁴⁾。

以下に、改正により新設された庇護法⁽⁴⁵⁾第 36 条 (連邦政府の命令) の概要を紹介する。

難民緊急事態令は、国民議会中央委員会⁽⁴⁶⁾の同意を得て、連邦政府が制定する。連邦政府は、国民議会中央委員会の同意を得る際に、危機的状況があることの根拠を文書により示し、特に、現状の難民申請件数及び難民の流入により支障が生ずる国家の制度を報告しなければならない。命令は、6 か月間効力を有するが、必要な場合には 6 か月間ずつ 3 回まで延長することができる。したがって、命令は、最長で 2 年間効力を有する。命令が効力を有している間は、通常とは異なる庇護法の特別な規定⁽⁴⁷⁾が適用される。この特別な規定によれば、国境を警備する警察は、難民が国境で庇護を願い出ても、オーストリアに入国させず、EU 域内の最初に入国した国に送還することができる。ただし、オーストリアに家族がいる難民、及び拷問や非人間的な扱いを受けるおそれがある国に送還されることになる難民については、この限りでない。

難民受入れの具体的な上限数は、法律において定められてはいない。しかし、2016 年 1 月 20 日の連邦、州及び自治体の合意によれば、2016 年から 2019 年までの 4 年間に、オーストリアの人口の 1.5% (127,500 人) までの難民を受け入れることができ、これを 2016 年に 37,500 人、2017 年に 35,000 人、2018 年に 30,000 人及び 2019 年に 25,000 人と配分している。2016 年については、難民申請が認められた件数は 36,030 件であり、受入れの上限とされていた 37,500 件の約 96% であった⁽⁴⁸⁾。同年 9 月には、難民緊急事態令の制定の準備が行わ

(43) EU の基本法である欧州連合条約や欧州連合運営条約に対し、EU の諸機関 (欧州理事会や欧州委員会) が制定し、EU の基本法から派生する規則や指令等は第 2 次法とされる。中西優美子『法学叢書 EU 法』新世社、2012、pp.26-28。

(44) 欧州連合運営条約第 72 条を根拠としている。難民緊急事態令案 (2016 年 9 月) の政府説明資料 „Erläuterungen“. Bundesministerium für Inneres website <http://www.bmi.gv.at/cms/BMI_Begutachtungen/2016_09_07/Erlaeterungen_VO_BReg_Feststellung_der_Gefachrdung_doeO.pdf> を参照。一方、欧州委員会は、難民の受入数への上限設定は、提出された難民申請を受け付けて審査しなければならないことを定める庇護手続指令等に反すると、オーストリアを批判している。„EU-Kommission bekräftigt Kritik an Österreich“, *Wiener Zeitung*, 2016.2.23. <http://www.wienerzeitung.at/nachrichten/europa/europaeische_union/802596_EU-Kommission-bekraeftigt-Kritik-an-Oesterreichs-Obergrenze.html> を参照。

(45) Bundesgesetz über die Gewährung von Asyl, BGBl. I Nr. 100/2005.

(46) 国民議会 (下院) の中央委員会は常任委員会の 1 つであるが、会計検査院長の提案、特定の政令に対する同意、海外派兵の承認、EU に関する国民議会の諸権限の行使等、特別な任務を有する。国立国会図書館調査及び立法考査局『各国憲法集 (3) オーストリア憲法』(調査資料 2011-1-c 基本情報シリーズ 9) 2012、p.7. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3487776_po_201101c.pdf?contentNo=1>; „Hauptausschuss“ Republik Österreich Parlament website <https://www.parlament.gv.at/PAKT/VHG/XXV/A-HA/A-HA_00001_00344/> を参照。

(47) 庇護法の改正により新設された第 4 章第 5 節 (第 37 条から第 41 条まで) の規定を指す。

(48) Bundesministerium für Inneres, *Vorläufige Asylstatistik Dezember 2016*, [2017], S. 3. オーストリアの難民認定手続は、連邦外国人難民庁 (Bundesamt für Fremdenwesen und Asyl) が行う。同庁は、最初に、当該申請を他の EU 加盟国が担当すべきか否かを審査し (難民認定の審査を担当する国を定める EU の規則 ((EU)No.604/2013.ダブリン規則) により、難民が最初に入った EU 域内の国が審査を担当することとなっている。)、オーストリアが担当するものであれば、内容の審査に入る。2016 年に 42,073 件の難民申請が行われ、内容の審査を認められたのは、36,030 件であった。その後、決定が行われる。2016 年に決定した難民申請 57,439 件のうち、難民の地位が認定されたのは 48% であった。連邦外国人難民庁の職員は、2014 年の 555 人から 2016 年には 1,248 人に増員された。„2016: Das Jahr der Erweiterung“. Bundesamt für Fremdenwesen und Asyl website <http://www.bfa.gv.at/files/Statistiken/BFA_Jahresbilanz_2016.pdf> を参照。

れていたが、結局制定されずに終わった。

(2) 統合措置

難民の地位を認定された外国人に対しては、オーストリアでもドイツ語教育が重視されている。法律で定められている統合支援措置は、ドイツ語講習、職業教育、オーストリアの歴史及び文化の紹介、オーストリア人との共同のイベント、住居に関する情報提供等である（庇護法第 68 条）。ただし、難民に認定された外国人であっても、予算等の制約により、必ず統合支援措置を受けることができるわけではない。一方、難民認定率が高い国からの申請者に早期に統合支援措置を行うことも重要であると認識されてきたことから、予算に余裕がある場合には、これらの申請者に対しても統合支援措置を行うことができるようになった⁽⁴⁹⁾。

また、移民及び難民の統合措置を所管する連邦欧州統合外務省は、2015 年秋に難民の統合のための「統合計画 50 施策」⁽⁵⁰⁾を策定している。このプログラムでは、教育、就労、価値観、医療・社会制度、文化間対話、スポーツ・余暇、住居、一般行政の分野について具体的な統合施策が提言されている。統合計画は、2016 年 1 月 26 日に閣議決定され、現在、連邦、州、自治体等で実施されている。

また、オーストリアにおいては、難民に対して最低限の生活が可能となる住居を保障することに力が入れている。特定の国籍の難民が同じ共同住宅に集中して住むと、外国人コミュニティを形成し、社会から隔離されやすいことから、様々な国籍の者が住むように配慮された共同住宅もある。難民の数が少ない地方の自治体では、ボランティアの積極的な参加が得られ、難民の地域への統合に成功している事例が多い⁽⁵¹⁾。

さらに、オーストリアでも統合法を制定することが計画されている。新法では、「統合」の概念の定義、オーストリアにおける法・社会秩序、ドイツ語講習の強化、難民のドイツ語講習受講の法的請求権、ドイツ語講習への参加義務等を定めることが予定されている⁽⁵²⁾。

(49) 難民認定を申請中の者は就労を禁じられているが、これは就労の許可が難民を引き付ける要因となるためである。連邦内務省の担当者の話に基づく。

(50) Bundesministerium für Europa, Integration und Äußeres, *50 Punkte – Plan zur Integration von Asylberechtigten und subsidiär Schutzberechtigten in Österreich*, 2015.

(51) 連邦欧州統合外務省及び連邦内務省の担当者の話に基づく。ニーダーオーストリア州の Ober-Grafendorf（人口約 4,600 人）紹介事例として次の資料を参照。Andrea Rogy, „Gut angekommen“, *Kompetenz*, 2015(5), Oktober-November 2015, S. 14f. Gewerkschaft der Privatangestellten, Druck, Journalismus, Papier website <http://www.gpa-djp.at/cs/Satellite?blobcol=urldata&blobheadername1=content-type&blobheadername2=content-disposition&blobheadervalue1=application%2Fpdf&blobheadervalue2=inline%3B+filename%3D%22KOMPETENZ_Ausgabe_05%252F2015.pdf%22&blobkey=id&blobnocache=false&blobtable=MungoBlobs&blobwhere=1342606691618&ssbinary=true&site=A03>

(52) „Integrationsgesetz im neuen Regierungsprogramm verankert“, 2017.1.31. Österreichischer Integrationsfonds website <<http://www.integrationsfonds.at/monitor/detail/article/integrationsgesetz-in-neuem-regierungsprogramm-verankert/>> を参照。

2 ハンガリー

ハンガリーは、移民の純流入数が少なく⁽⁵³⁾、いわゆる「移民国家」ではない。反EU及び反移民を掲げる保守のフィデス政権は⁽⁵⁴⁾、その国籍政策において血統主義を採っている⁽⁵⁵⁾。第1次及び第2次世界大戦の影響を受けた度重なる国境の変遷、また、社会主義時代の圧政等により、これまでに多くのハンガリー人が祖国を去ったが、フィデス政権は、ルーマニア等の隣国やアメリカ大陸に移り住んだハンガリー人を祖先とする人々に二重国籍を付与し、選挙権を与える等の施策を行っている⁽⁵⁶⁾。

フィデス政権は、移民の数が少ないにもかかわらず、難民危機以前から移民問題を政治的な問題として取り上げていた。2015年に約177,000人の難民がハンガリーに流入し、難民として登録された⁽⁵⁷⁾ことを受け、低迷する党に対する国民の支持の回復を図る意図もあり、苛烈な難民抑制政策を行うようになった⁽⁵⁸⁾。特に、2015年秋以降、国境管理に力を入れており、この政策により、2016年にハンガリーで登録された難民は29,000人にまで減った。また、難民の処遇は劣悪とされ、多くの人権団体から批判されている⁽⁵⁹⁾。以下、国境管理及び難民収容施設の概要を紹介する。なお、2015年以降の難民に関する主な動向は、解説末尾の表3にまとめた。

難民に関する主な法律は、EU法を実施する移民法や庇護法である⁽⁶⁰⁾。しかし、これらの立法はEU法上の義務として行われているため、表面上の法整備と評されている⁽⁶¹⁾。

(1) 国境管理

2015年の夏に、ハンガリー政府は、セルビア及びクロアチアとの国境にフェンスを建築した。また、大量の難民の流入を理由に、国境沿いの南部の5つの県について「危機的状況」を宣言し⁽⁶²⁾、国境警備のために、警察に加えて軍も動員した。

2015年9月には、セルビア等を迫害のおそれがない国とみなし、「安全な第三国」に指

(53) 2015年の合法的な移民の流入数は25,787人、流出数は25,183人であった。“1.10 Number of foreign citizens immigration by country of citizenship (2000-) (2/2).” Központi Statisztikai Hivatal website <https://www.ksh.hu/docs/eng/xstadat/xstadat_annual/i_wnvn005b.html>を参照。

(54) 保守政党フィデス (Fidesz) は、1998年5月、2010年4月、2014年4月 (各4年の任期) の総選挙においてキリスト教民主国民党 (KDNP) と連立を組んで勝利し、現在、フィデス・KDNP連合は、国会議席の3分の2の多数を占める。ARC国別情勢研究会編『ハンガリー 2016/17年版』(ARCレポート) 2016, p.9.

(55) フィデス政権の下で2011年に制定された基本法第D条は、ハンガリーは、離散してハンガリーの国境の外で生活するハンガリー人の運命に対して責任を負い、ハンガリー人共同体の発展を促進する旨を定めている。Judith Tóth, *Migration Law in Hungary*, 2nd ed., Alphen aan den Rijn: Wolters Kluwer, 2016, p.20; 山岡規雄『各国憲法集 (10) ハンガリー憲法』(調査資料2015-1-b 基本情報シリーズ21) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2016, pp.35-36. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9906764_po_201501b.pdf?contentNo=1>を参照。

(56) Act XLIV of 2010 Amending Act LV of 1993 on the Hungarian Nationality. 2010年8月20日施行。

(57) 2015年にハンガリーにおいて登録された難民約177,000人のうち28,000人が難民申請を行った。このうち何らかの保護が認定されたのは350人である。多くの難民はハンガリーに残ることを望まず、ドイツ等を目指しているため、申請後も逃亡する者が多い。ハンガリー移民国籍局の担当者の話に基づく。

(58) András ITONAI, „Orbán als „Retter Europas“?“, 28. September 2015. Forum Ost-West website <http://www.forumostwest.ch/pdf/News/_1015_Orban.pdf>

(59) Helen Womack, “Fearing rejection in Hungary’s cold comfort transit zones”, 2016.6.7. UNHCR website <<http://www.unhcr.org/news/latest/2016/6/5756b4374/fearing-rejection-hungarys-cold-comfort-transit-zones.html>>を参照。

(60) Act II of 2007 on the Admission and Right of Residence of Third-Country Nationals. Act LXXX of 2007 on Asylum. ハンガリー基本法は、第XIV条第3項において庇護権を規定している。

(61) Andrew Geddes and Peter Scholten, *The politics of migration and immigration in Europe*, 2nd ed., Los Angeles: Sage, 2016, p.209.

(62) 危機的状況は、庇護法第80/A条～第80/G条を根拠として、政府により宣言される。Government Decree 269/2015 of 15 September 2015 Announcing a Crisis Situation Caused by Mass Immigration and Establishing the Rules related to the Declaration, Maintenance and Termination of the Crisis Situation. 危機的状況は、生命及び財産の安全を危険にさらす自然災害又は産業災害の場合に、その帰結を防止するために宣言される (ハンガリー基本法第53条)。山岡, 前掲注 (55), pp.22, 68.

定した⁽⁶³⁾。「安全な第三国」を経由して来る難民による難民認定申請は、個別の迫害の理由を考慮せずに却下される。ハンガリーで難民申請をする難民の99%がセルビアを経由して来るため、現在多くの申請がこの理由により却下されている。

セルビア及びクロアチアとの国境には、それぞれ2か所ずつ、トランジットゾーンが設けられた。2015年秋以降、トランジットゾーンを通過しなければ、ハンガリーに入国できないが、1つのトランジットゾーンに入ることができるのは、1日10人に限定されている⁽⁶⁴⁾。この際には、例えば単身の男性よりも家族が優先される。トランジットゾーンには、難民認定手続を行うための簡易施設があり⁽⁶⁵⁾、そこで移民国籍局（Office of Immigration and Nationality）⁽⁶⁶⁾の職員が手続を行う。この手続は、トランジットゾーンの設置に伴い新たに導入された特別な手続であり、申請に係る決定は、申請の提出から8日以内に行われる。申請者が決定に不服がある場合には、7日以内に裁判所に申立てを行わなければならない。14歳未満の子を連れた家族や高齢者、障害者、妊婦等に対しては、移民国籍局の支部において通常の手続が行われる。

2016年7月からは、ハンガリー警察は、国境から8km内の区域において難民を捕え、国境まで連れ戻すか、トランジットゾーン付近に誘導することができるようになった。

(2) 難民のための施設

移民国籍局が設置する難民のための施設として、受入施設3（合計定員690人）、親の同伴のない難民の子どものための施設1（定員20人）と難民収容施設3（合計定員770人）がある⁽⁶⁷⁾。

受入施設は難民のための通常の施設であり、難民は一定の条件の下に外出できる。

他方、難民収容施設は逃亡のおそれがある者等のための収容施設であり、行動が大きく制約される。難民収容施設における収容は、難民認定手続の実施を確実にするために命ぜられる⁽⁶⁸⁾。収容期間は、最長6か月であるが、未成年の子を連れた家族の収容は、どうしても必要な場合にのみ、最長30日の期間で行うことができる。ただし、子を連れた家族も多く収容されていることが報告されている⁽⁶⁹⁾。また、人身取引の被害者や精神障害を有する者も収容されていることについては、人権団体から多くの批判がある。難民収容施設における処遇は劣悪であり、医療サービスや心理カウンセリングが不足し、弁護士との定期的な面会ができない、通訳の能力が不足している等の問題が指摘されており、また、難

(63) Government Decree 191/2015 on National Designation of Safe Countries of Origin and Safe Third Countries.セルビアを「安全な第三国」とみなすことには、UNHCRや多くの人権団体から疑義が表明されている。“Hungary: Latest amendments “legalise” extrajudicial push-back of asylum-seekers, in violation of EU and international law”, 5 July 2016. A Magyar Helsinki Bizottság website <<http://www.helsinki.hu/wp-content/uploads/HHC-info-update-push-backs-5-July-2016.pdf>>を参照。山岡, 前掲注(55), p.43.

(64) „In der Transitzone“, *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 21. Februar 2017, S. 8. 1日にトランジットゾーンを通過することができる難民の数は、他に20～30人や15人等、典拠により異なった数字が挙げられている。

(65) 難民は、トランジットゾーンの付近で寝泊りするが、食料や衛生用品、医薬品の支給は主にボランティア団体によって行われている。Hungarian Helsinki Committee, “Destitute, But Waiting”, 22 April 2016. A Magyar Helsinki Bizottság website <http://www.helsinki.hu/wp-content/uploads/HHC_R%C3%B6szke_Tompa_pre_transit_zone_22April2016.pdf>を参照。

(66) 内務省の下組織であり、移民及び難民問題を所管する。

(67) “The Reception Infrastructure for Asylum-Seekers in Hungary.” A Magyar Helsinki Bizottság website <<http://www.helsinki.hu/wp-content/uploads/Hungary-asylum-reception-infrastructure.pdf>>等を参照。受入施設の多くはテント等の簡素なものであるが、受入施設の状態は、施設により差が大きい。

(68) 庇護法第31A条の規定によれば、難民の収容は、身元を確認するため、逃亡を防ぐため、国の安全及び公共の秩序を保護するため等の目的で行われる。

(69) Marc Speer, „Gänzlich unerwünscht“, July 2016. PRO ASYL website <https://www.proasyl.de/wp-content/uploads/2016/07/PRO_ASYL_Ungarn_Unerwuenscht_Broschuere_Jul16_WEB.pdf>を参照。

民の大量流入のために、最近は、通常の受入施設よりも難民収容施設に収容されている難民の数の方が多くなっている。

おわりに

難民が祖国を脱出しなければならない状況は、容易には改善されない。大量の難民が流入する欧州各国は、難民庇護、受入数、国境管理、統合措置、退去強制等の様々な共通の問題を抱えている。このような問題に対する対応方針は、ドイツ、オーストリア、ハンガリーそれぞれの国の次のような事情によって大きく異なる。ドイツは、ナチス時代に自らが大量の難民を生み出し他国の保護を受けた経験があり、比較的好調な経済、少子高齢化といった社会状況にある。オーストリアは、比較的小国であり、堅調な経済のもと、人権等の法的価値観を重視している。ハンガリーには、社会主義時代から外国人受入れの経験が少ないこと、経済の停滞、民族主義的な政治といった事情がある。EU加盟国の国情はそれぞれ異なり、EU内において統一的な難民受入政策を形成することには困難も予想される。

しかし、難民の発生国においては、生命の危険にさらされている者が多数いる。発生国をどのように支援し、難民を受け入れて保護するかについて、先進国は一定の貢献をする国際的な責務があるとされる⁽⁷⁰⁾。しかし、このような責務を果たすには当然コストが掛かり、難民に対する処遇と自国民の置かれた経済状態とのバランスという問題もある。今後もし押し寄せる大量の難民に対し、欧州がどのように、EU法が定める「域内の人の移動の自由」を最大限に保障しながら、難民庇護を行っていくことができるのかが注目される。

(わたなべ ふくこ)

(本稿は、筆者が海外立法情報課在籍中に執筆したものである。)

(70) „Amnesty kritisiert reiche Staaten“, Tagesschau website (<https://www.tagesschau.de/ausland/amnesty-fluechtlinge-103.html>) を参照。

表 1 ドイツ・第 1 次難民対策法、第 2 次難民対策法及び統合法の概要

	第 1 次難民対策法（注 1） （一部を除き 2015 年 10 月 24 日施行）	第 2 次難民対策法（注 2） （2016 年 3 月 17 日施行）
① 庇護手続 迅速化	<ul style="list-style-type: none"> ・アルバニア、コソボ及びモンテネグロを「安全な出身国」に追加した。（庇護法第 29a 条、附則 II）（注 4） ・「安全な出身国」からの難民申請者に対して、退去強制命令の執行まで第一次受入施設における居住を義務付けた。（庇護法第 47 条） ・「安全な出身国」からの難民申請者に対して、就労、統合講習への参加を認めないことを定めた（庇護法第 61 条、滞在法第 44 条）。 ・難民が第一次受入施設（注 5）に居住する期間の上限を 3 か月から 6 か月に引き上げた。（庇護法第 47 条） ・難民申請者の受入キャパシティに鑑み、複数の州の間で協定を結び、難民申請者の受入数を相互に融通することができるようにした。ただし、費用は、本来受け入れるべき州が負担する。（庇護法第 45 条及び第 46 条） ・第一次受入施設による到着証明書の発行を定めた。（庇護法第 63a 条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「安全な出身国」からの難民申請者について、難民申請の受付から決定までを 1 週間でを行い、行政裁判所に対する提訴、強制送還までの迅速な手続を担当する特別な受入施設の設置を定めた。（庇護法第 5 条及び第 30a 条）
② 国外退去強制の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・国外退去強制が可能な外国人に対する給付を削減した。栄養・宿泊・暖房・衛生用品の現物給付のみが行われることになった。（庇護申請者給付法第 1a 条） ・国外退去強制が猶予される期間を、6 か月から 3 か月に短縮した。（滞在法第 60a 条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康上の理由で国外退去強制を行うことができない場合の要件を厳格化した。重病のみが考慮されることとなり、あわせて診断書の遅滞ない提出が義務付けられた。（滞在法第 60 条、第 60a 条） ・旅券不所持のために国外退去強制を行うことができない場合に、必要な書類を出身国から当該外国人のために入手する連邦の権限を定めた。（滞在法第 71 条）
③ 庇護申請者給付の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・第一次受入施設における個人的な必要のための給付を、現金給付から原則現物給付に変更した。（庇護申請者給付法第 3 条） 	
④ 医療措置	<ul style="list-style-type: none"> ・難民申請者に対する予防接種及び健康診断の受診を強化した。（庇護申請者給付法第 4 条） ・第一次受入施設において、難民の医者による医療行為を可能とした。（庇護法第 90 条） 	
⑤ ドイツ語教育の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・難民認定率が高い国（注 6）からの難民申請者及び国外退去強制を猶予された者は、統合講習に空席がある場合に、統合講習に参加できるようになった。（滞在法第 44 条） ・職業に関するドイツ語講習が導入された。（滞在法第 45a 条） 	
⑥ 労働市場への統合	<ul style="list-style-type: none"> ・第一次受入施設に入居しているために本来就労することができない難民申請者についても、就労促進のための講習に参加することを可能とした（2018 年末までの時限規定）。（社会法典第 3 編第 131 条） ・連邦雇用エージェンシーは、難民認定率が高い国からの難民申請者のために、就労準備のためのドイツ語講習を助成することができるようになった。（社会法典第 3 編第 421 条） ・難民申請者及び国外退去強制を猶予された者に派遣労働者としての就労を可能とした。（庇護法第 61 条） 	
⑦ 地域への統合		
⑧ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・難民申請者のための費用（1 人につき 670 ユーロ / 月）（注 7）、親のいない未成年の難民のための費用（総額 3 億 5 千万ユーロ / 年）について連邦の負担が定められた。（財政調整法第 1 条） ・難民の居住施設の建設のために、連邦が州及び自治体に対して行う支援額を 2016 年から 2019 年まで毎年 5 億ユーロ増額した。（解消法第 3 条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・補完的保護（注 8）を保障された外国人の家族呼寄せを 2 年間停止した（2018 年 3 月 16 日までの時限規定）。（滞在法第 104 条）

（注 1） Asylverfahrensbeschleunigungsgesetz vom 20. Oktober 2015 (BGBl. I S. 1722).

（注 2） Gesetz zur Einführung beschleunigter Asylverfahren vom 11. März 2016 (BGBl. I S. 390).

（注 3） Integrationsgesetz vom 31. Juli 2016 (BGBl. I S. 1939).

（注 4）（ ）内は、改正対象となった法律及び条を示す。

（注 5） 難民申請者は、当初の一定期間、州が運営する第一次受入施設に居住することを義務付けられている。当該期間の経過後は、州内の一の自治体に割り振られ、自治体の運営する難民のための共同生活施設又は賃貸住宅に居住する。

（注 6） シリア、イラク、イラン、ソマリア及びエリトリアを指す。

（注 7） 1 ユーロは 120 円（平成 29 年 4 月分報告省令レート）。

統合法（注3） （一部を除き2016年8月6日施行）
<ul style="list-style-type: none"> ・各州の第一次受入施設の収容人数を500人から1,000人に拡大した。（庇護法第5条） ・連邦移民難民庁は、同庁の各支部の難民受入数に応じて、難民に対して、本来の所管と異なる支部での申請を求められることができるようになった。（庇護法第14条） ・大量の難民が流入した場合には、連邦移民難民庁は、他の官庁に対し、ヒアリングの支援要員の派遣を要請することができるようになった。（庇護法第24条）
<ul style="list-style-type: none"> ・出国義務のある外国人に対する給付を削減した。（庇護申請者給付法第1a条） ・難民申請者で、他のEU加盟国で難民として認定された者、旅券や書類を提出しない者、官庁に出頭しない者、質問に回答しない者等に対する庇護申請者給付を削減した。（庇護申請者給付法第1a条）
<ul style="list-style-type: none"> ・難民の地位を認定された難民が簡単なドイツ語を解する場合には、ドイツ語講習への参加を義務付けられなかったが、外国人問題を担当する官庁は、このような難民に対しても、ドイツ語講習への参加を義務付けることができるようになった。（滞在法第44a条） ・ドイツ語講習への申込みは、難民の地位を認定されてから1年以内に行わなければならないようになった（注9）。（滞在法第44条） ・難民の地位を認定された難民への定住許可について、一定のドイツ語能力が要件に加えられた。（滞在法第26条）
<ul style="list-style-type: none"> ・難民認定率が高い国（注6）からの難民申請者、国外退去強制を猶予された外国人及び難民として認定された者等に対して早期の職業訓練の開始を可能とするために、就労支援措置に対する助成を可能とした（2018年12月31日までの時限規定）。（社会法典第3編第132条） ・難民申請者に対して労働の機会を提供する連邦プログラムを導入した。（難民申請者給付法第5a条） ・国外退去強制を猶予されている外国人が職業訓練を修了し、雇用される場合には、2年間の滞在資格が与えられるようになった。（滞在法第18a条） ・国外退去強制を猶予されている外国人が職業訓練を修了し、雇用されない場合には、6か月間、求職のために国外退去強制の猶予期間が延長される。（滞在法第60a条） ・全国156か所の連邦雇用エージェンシーの支部のうち133か所の支部において、連邦雇用エージェンシーは、優先性審査を行わずに難民申請者の雇用に同意することができるようになった。（就労令第32条） ・早期の就労を可能とするため、難民申請者への滞在承認の開始時を、難民申請時ではなく、到着証明書発行時とした（注10）。（庇護法第55条）
<ul style="list-style-type: none"> ・難民に対して、難民認定から3年間は、難民申請を行った州への居住が義務付けられた。州は、難民に対し、特定地域への居住を義務付け、又は特定地域における居住を禁止することができるようになった（2019年8月5日までの時限規定）（注11）。（滞在法第12a条） ・親族等が難民の生計を保証する場合について、生計保証義務の期間を5年間と明確に定めた。（滞在法第68条）

(注8) 補完的保護とは、難民条約の解釈によっては難民と認定されないが、各種の理由から本国への帰還が可能でない又は望ましくない者に対し、国際的な人権・人道上の規範によって国際的保護の機会を与えるものである。第6次出入国管理政策懇談会・難民認定制度に関する専門部会「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」2014.12, p.10. 法務省ウェブサイト〈<http://www.moj.go.jp/content/001130133.pdf>〉を参照。

(注9) 従来は、2年以内であった。

(注10) この改正により、滞在期間の開始時が早まり、就労が許可されるまでの待機期間が短縮される。

(注11) 特定地域における居住の禁止は、外国人コミュニティの形成の防止を目的とする。

(出典) Deutscher Bundestag, Drucksache 18/6185, 6386, 7538, 8615, 9090 を基に筆者作成。

表2 オーストリア・庇護法等の改正の概要

<p>①難民申請者数を制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連邦政府が、国民議会中央委員会の同意を得て難民緊急事態令を制定し、大量の難民の流入により公の秩序及び治安の維持が危機的状況であることを宣言した場合、難民受入数が制限されることになった。(庇護法第36条)
<p>②庇護の厳格化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連邦外国人難民庁は、認定件数が多い難民の出身国について、毎年、政治的な状況の変化に関する報告書を作成することとした。(庇護法第3条第4a項) ・連邦外国人難民庁は、上記報告書に基づき、難民として認定された者について、認定から3年後に認定の要件が引き続き存続するか否かを検討することとした。(庇護法第3条第4項) ・難民として認定された者が家族を呼び寄せる場合には、認定後3か月以内に出身国のオーストリア領事館において手続を行わなければならない。この期間を過ぎると、宿泊場所、医療保険及び最低限の所得の確保の要件が求められることになった。(庇護法第35条第1項) ただし、難民として認定された者が未成年である場合には、この限りでない。(庇護法第35条第2a項) ・補完的保護(注)を保障された者は、3年間家族呼び寄せを行うことができなくなった。(庇護法第35条第2項)
<p>③難民認定手続の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難民認定手続の期間が、最長6か月から15か月に延長された(2018年5月31日までの時限規定)。(庇護法第22条) ・難民として認定された者のために、身分証明書が導入された。(庇護法第51a条) ・難民申請者からの事情聴取のために通訳を適時に手配することができない場合には、ビデオを使って中継することができるようになった。(連邦外国人難民庁手続法第12a条)
<p>④統合措置の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難民の地位及び補完的保護を保障された者は、各州の統合センターに登録しなけらなくなかった。(庇護法第67条) ・難民の地位又は補完的保護を保障される見込みが高い難民には、ドイツ語講習等の統合支援を行わねらなくなかった。(庇護法第68条)
<p>⑤国境警備の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国境警備に当たる警察は、他の方法で身元の確認を行うことができない場合には、指紋を採取できるようになった。(国境警備法第12a条)

(注) 補完的保護とは、難民条約の解釈によっては難民と認定されないが、各種の理由から本国への帰還が可能でない又は望ましくない者に対し、国際的な人権・人道上の規範によって国際的保護の機会を与えるものである。第6次出入国管理政策懇談会・難民認定制度に関する専門部会「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果(報告)」2014.12, p.10. 法務省ウェブサイト<<http://www.moj.go.jp/content/001130133.pdf>>を参照。

(出典) 24. Bundesgesetz, mit dem das Asylgesetz 2005, das Fremdenpolizeigesetz 2005 und das BFA-Verfahrensgesetz geändert werden, BGBl. I Nr. 24/2016; 25. Bundesgesetz, mit dem das Grenzkontrollgesetz und das BFA-Verfahrensgesetz geändert werden, BGBl. I Nr. 25/2016 の条文を基に筆者作成。

表3 ハンガリー・2015年以降の難民に関する立法措置の概要

①暫定的な国境閉鎖等に関する法律（2015年8月1日施行）（注1）
<ul style="list-style-type: none"> ・セルビア及びクロアチアとの国境にフェンスを建築する法的根拠を定めた。 ・政府に対して、命令により「安全な出身国」及び「安全な第三国」を指定する権限を与えた。 →政令191/2015により、EU加盟国及び加盟候補国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボ等が「安全な出身国」及び「安全な第三国」に指定された（注2）。 ・従来、難民認定手続は、ダブリン規則（注3）の適用について審査する予備審査と、内容審査の2段階であり、それぞれ難民本人からのヒアリングが行われていたが、これを統合し、ヒアリングは1回のみとなった。 ・難民が「安全な第三国」を経由している場合には、難民認定手続に係る期間を15日までとした。決定に不服があり裁判所に訴える場合には、3日以内に申立てを行わなければならなくなった。 ・迅速な手続ではない通常の手続の期間を30日とした。 ・難民認定と関係ない陳述や虚偽の陳述を行う難民には、手続期間が15日の迅速な手続を適用することとした。 ・難民収容施設（注4）における収容期間を延ばし、難民1人あたりに必要な面積の条件を厳格化した。
②大量難民への対応等に関する法律（2015年9月15日施行）等（注5）
<ul style="list-style-type: none"> ・南部の5つの県について、「大量難民による危機的状況」が宣言された。 ・国境の4か所にトランジットゾーンが設置された。トランジットゾーン以外の場所から入国した場合に、3年以下の懲役が導入された。 ・国境のトランジットゾーンにおける手続を導入した。この場合の難民認定手続は8日以内に終了することとした。 ・移民国籍局（注6）の決定に不服がある場合には、裁判所に不服申立てができるが、決定から7日以内に不服申立てを行わなければならないとされた。 ・不服申立てを受け、裁判所は8日以内に決定を行うが、この際、裁判所は、難民が移民国籍局のヒアリングにおいて述べた事実のみに基づいて決定するものとされ、難民は、裁判官に直接意見を申し述べる権利を有さなくなった。 ・裁判所は移民国籍局の決定を覆すことはできず、難民認定手続を再度行うことを命ずることができるのみとされた。
③国境警備等に関する法律（2015年9月21日施行）（注7）
<ul style="list-style-type: none"> ・国境管理のために、軍が警察を支援できるようになり、軍と警察には催涙ガス等の使用が認められた。（2016年3月15日までの時限規定）
④危機的状況に関する政令（2016年3月9日施行）（注8）
<ul style="list-style-type: none"> ・「大量難民による危機的状況」がハンガリー全土に宣言された。
⑤庇護申請者給付に関する政令（2016年4月1日施行）（注9）
<ul style="list-style-type: none"> ・難民申請者のための現金給付を停止した。 ・難民申請者の児童のための通学支援手当を停止した。 ・難民申請者のための住居手当を停止した。
⑥庇護法等を改正する法律（2016年6月1日施行）（注10）
<ul style="list-style-type: none"> ・統合支援（注11）を停止した。 ・難民収容施設への収容要件を拡大した。 ・難民は難民認定を受けてから60日間、難民申請者のための施設に居住できたが、この期間を30日に短縮した。 ・難民認定を受けてから1年間、医療費の補助を受けることができたが、この期間を6か月に短縮した。 ・難民としての地位に期限はなかったが、3年ごとに要件の存否の見直しが行われることになった。 ・補完的保護（注12）の場合には、5年ごとに要件の存否の見直しが行われていたが、3年ごとに見直しが行われることになった。
⑦移民関係の法律を改正する法律（2016年7月5日施行）（注13）
<ul style="list-style-type: none"> ・警察に、国境から8km内の区域において難民を捕え、国境まで戻すか、トランジットゾーンに連れて行く権限が付与された。
⑧国境で行う手続を厳格にするための関係法律を改正する法律（2017年3月28日施行）（注14）
<ul style="list-style-type: none"> ・難民申請者は、手続中、トランジットゾーンの収容施設に収容され、移動の自由を与えられなくなった。

- (注1) 2015. évi CXXVII. törvény az ideiglenes biztonsági határzár létesítésével, valamint a migrációval összefüggő törvények módosításáról.
- (注2) 91/2015. (VII. 21.) Korm. Rendelet a nemzeti szinten biztonságosnak nyilvánított származási országok és biztonságos harmadik országok meghatározásáról. これらの国にはセルビアも含まれる。
- (注3) ダブリン規則は、難民認定の審査を担当する国を定めるEUの規則（(EU)No.604/2013）。通常は、難民が最初に入ったEU域内の国が審査を担当することになっている。
- (注4) 難民の身元が不明である場合や難民が逃亡する可能性がある場合には、通常の受入施設ではない収容施設に難民を収容することができる（庇護法第31A条）。処遇は劣悪とされている。
- (注5) 2015. évi CXXVII. törvény az ideiglenes biztonsági határzár létesítésével, valamint a migrációval összefüggő törvények módosításáról; 269/2015. (IX. 15.) Korm. rendelet a tömeges bevándorlás okozta válsághelyzet kihirdetéséről, valamint a válsághelyzet elrendelésével, fennállásával és megszüntetésével összefüggő szabályokról; 270/2015. (IX. 18.) Korm. rendelet a tömeges bevándorlás okozta válsághelyzet Baranya megye, Somogy megye, Zala megye és Vas megye területére történő kihirdetéséről, valamint a válsághelyzet elrendelésével, fennállásával és megszüntetésével összefüggő szabályokról szóló. Amnesty International, Hungary: Trampling on the Rights of Refugees and Asylum-Seekers, 2016. p.5.
- (注6) 移民国籍局は、内務省下の機関で、移民・難民政策のほか、国籍政策を所管する。
- (注7) 2015. évi CXLII. törvény egyes törvények Magyarország államhatárának hatékonyabb védelmével és a tömeges bevándorlás kezelésével összefüggő módosításáról.
- (注8) 41/2016. (III. 9.) Korm. rendelet a tömeges bevándorlás okozta válsághelyzet Magyarország egész területére történő elrendeléséről, valamint a válsághelyzet elrendelésével, fennállásával és megszüntetésével összefüggő szabályokról.
- (注9) 62/2016. (III. 31.) Korm. rendelet az egyes migrációs és menekültügyi tárgyú kormányrendeletek módosításáról.
- (注10) 2016. évi XXXIX. törvény egyes migrációs tárgyú és ezekkel összefüggésben más törvények módosításáról.
- (注11) 難民と、難民を所管する官庁が結ぶ契約に基づき、難民のハンガリー社会への統合を支援するために支給される金銭的支援。最長2年まで支給されていた。
- (注12) 補完的保護とは、難民条約の解釈によっては難民と認定されないが、各種の理由から本国への帰還が可能でない又は望ましくない者に対し、国際的な人権・人道上の規範によって国際的保護の機会を与えるものである。第6次出入国管理政策懇談会・難民認定制度に関する専門部会「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」2014.12. p.10. 法務省ウェブサイト（<http://www.moj.go.jp/content/0011301133.pdf>）を参照。
- (注13) 2016. évi XCIV. törvény a határon lefolytatott menekültügyi eljárás széles körben való alkalmazhatóságának megvalósításához szükséges törvények módosításáról.
- (注14) 2017. évi XX. törvény a határőrizeti területen lefolytatott eljárás szigorításával kapcsolatos egyes törvények módosításáról.
- (出典) “Building a legal fence,” 7 August 2015. A Magyar Helsinki Bizottság website（<http://helsinki.hu/wp-content/uploads/HHC-HU-asylum-law-amendment-2015-August-info-note.pdf>）; Marc Speer, „Gänzlich unerwünscht,” Juli 2016. PRO ASYL website（https://www.proasyl.de/wp-content/uploads/2016/07/PRO_ASYL_Ungarn_Unerwunscht_Broschuere_Jul16_WEB.pdf）等を基に筆者作成。

庇護法（抄）
Asylgesetz
（2016年11月30日現在）

国立国会図書館 調査及び立法考査局
議会官庁資料課 渡辺 富久子訳

【目次】

- 第1章 適用範囲（第1条）
- 第2章 保護（第2条～第4条）
- 第3章 総則（第5条～第11a条）（抄）
- 第4章 庇護手続（第12条～第43b条）（抄）
- 第5章 庇護申請者の受入施設及び振分け（第44条～第54条）
- 第6章 庇護手続中の滞在の権利（第55条～第70条）
- 第7章 再申請及び第2次申請（第71条～第71a条）（略）
- 第8章 法的地位の消滅（第72条～第73c条）（略）
- 第9章 裁判手続（第74条～第83c条）（略）
- 第10章 罰則規定及び過料規定（第84条～第86条）（略）
- 第11章 経過規定及び雑則（第87条～第90条）（略）
- 附則Ⅰ（第26a条関連）
- 附則Ⅱ（第29a条関連）

第1章 適用範囲

第1条 適用範囲

- (1) この法律は、次の各号に掲げる保護を申請する外国人に対して適用する。
1. 基本法第16a条第1項⁽¹⁾に規定する政治的迫害からの保護
 2. 第三国国籍者又は無国籍者の国際的保護の請求権を有する者としての認定、難民又は補完的保護⁽²⁾の権利を有する者のための統一的地位及び付与される保護内容についての基準に関する2011年12月13日の欧州議会及び理事会指令2011/95/EU（欧州連合官報L版337号2011年12月20日9頁）に基づく国際的保護。指令2011/95/EUにいう国際的保護は、1951年7月28日の難民の地位に関する条約（連邦法律公報1953年第Ⅱ部559,560頁）に基づく迫害からの保護及び当該指令にいう補完的保護とする。第

* この翻訳は、2016年11月4日の法律第2条第2項によって最終改正された庇護法（Asylgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 2. September 2008 (BGBl. I S. 1798), das zuletzt durch Artikel 2 Absatz 2 des Gesetzes vom 4. November 2016 (BGBl. I S. 2460) geändert worden ist (https://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/asylvfg_1992/gesamt.pdf))を訳出したものである。なお、庇護法は、もともと1992年6月26日に制定された法律である。翻訳にあたっては、本間浩「ドイツ庇護手続法」『外国の立法』No.216, 2003.5, pp.77-114. (http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000505_po_21602.pdf?contentNo=1&alternativeNo=)を参考にした。訳文中[]内の語句は、原級も含め、訳者が補ったものである。以下、インターネット情報は、2017年3月31日現在のものである。

(1) 基本法第16a条第1項は、政治的に迫害されている者は、庇護権を享有する旨を定めている。
(2) 補完的保護とは、難民条約の解釈によっては難民と認定されないが、各種の理由から本国への帰還が可能でない又は望ましくない者に対し、国際的な人権・人道上の規範によって国際的保護の機会を与えるものである。第6次出入国管理政策懇談会・難民認定制度に関する専門部会「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」2014.12, p.10. 法務省ウェブサイト (<http://www.moj.go.jp/content/001130133.pdf>)を参照。

三国国籍者又は無国籍者の難民又は他の国際的保護を必要とする者としての認定及び地位についての最低基準並びに付与される保護内容に関する 2004 年 4 月 29 日の理事会指令 2004/83/EC（欧州連合官報 L 版 304 号 2004 年 9 月 30 日 12 頁）の基準により付与される国際的保護は、指令 2011/95/EU にいう国際的保護と等しいとみなす。滞在法第 104 条第 9 項⁽³⁾の規定は、その適用を妨げない。

- (2) この法律は、連邦法律公報第Ⅲ部分類番号 243-1 において公示された連邦領域における故郷喪失外国人の法的地位に関する法律⁽⁴⁾にいう故郷喪失外国人には適用しない。

第 2 章 保護

第 1 節 庇護

第 2 条 庇護有資格者の法的地位

- (1) 庇護有資格者は、連邦領域において、難民の地位に関する条約に基づく法的地位を享有する。
- (2) 庇護有資格者に一層有利な法的地位を与える法規は、その適用を妨げない。
- (3) ドイツ統一条約第 3 条に規定する地域⁽⁵⁾において領域編入までに庇護を与えられていた外国人は、庇護有資格者とみなす。

第 2 節 国際的保護

第 3 条 難民の地位の認定

- (1) 次の各号に掲げる要件を満たす外国人は、1951 年 7 月 28 日の難民の地位に関する条約（連邦法律公報 1953 年第Ⅱ部 559, 560 頁）にいう難民とする。
1. 人種、宗教、国籍、政治的意見又は特定の社会的集団の構成員であることを理由に迫害を受けるおそれがあるという根拠のある恐怖を有すること。
 2. 次のいずれかの国（出身国）の外にいること。
 - a) 当該外国人が国籍を有する国であって、当該外国人がその保護を受けることができず、又は上述の恐怖を有するためにその保護を受けることを望まないもの
 - b) 当該外国人が無国籍者として常居所を有していた国であって、当該外国人がそこに帰ることができず、又は上述の恐怖を有するために帰ることを望まないもの
- (2) 次の各号に掲げるいずれかの推定が相当の根拠に基づき正当とみなされる外国人は、第 1 項に規定する難民としない。
1. 平和に対する罪、戦争犯罪又は人道に対する罪に関する規定を定める国際条約にいうこれらの罪を犯したこと。

(3) Gesetz über den Aufenthalt, die Erwerbstätigkeit und die Integration von Ausländern im Bundesgebiet (Aufenthaltsgesetz - AufenthG) vom 30. Juli 2004 (BGBl. I S. 1950). 滞在法第104条第9項は、2013年11月30日までに、強制送還すると非人道的な取扱い若しくは刑罰を受けるおそれがある場合又は内戦による生命の危険がある場合等に退去強制が禁止されていた外国人を、補完的保護を受ける権利を有する者とみなす旨を定めている。

(4) Gesetz über die Rechtsstellung heimatloser Ausländer im Bundesgebiet in der im Bundesgesetzblatt Teil III, Gliederungsnummer 243-1, veröffentlichten bereinigten Fassung.

(5) 統一条約（Einigungsvertrag vom 31. August 1990 (BGBl. I II. S. 889)）により、旧東独が旧西独に領域編入される形でドイツ統一が実現した。「第3文に規定する地域」は、旧東独の地域である。広渡清吾『統一ドイツの法変動—統一の一つの決算—』有信堂高文社, 1996, pp.48-58を参照。

2. 難民として入国する前に、連邦領域外で、重大な非政治的犯罪を犯したこと、特に、政治的な目的の追求と称した場合を含めて残虐な行為を行ったこと。
3. 国際連合の目的及び原則に反する行為を行ったこと。

第1文の規定は、他の者に上記の犯罪若しくは行為を教唆し又は他の方法でこれらに關与した外国人にも適用する。

- (3) 難民の地位に関する条約第1条Dに規定する国際連合難民高等弁務官事務所以外の国際連合の組織又は施設の保護又は援助を受けている外国人も、第1項に規定する難民としない。当該外国人の状況が国際連合総会の関連決議によって最終的に解決されず、上述の保護又は援助が長期的に保障されない場合には、第1項及び第2項の規定を適用することができる。
- (4) 第1項に規定する難民である外国人には、難民の地位を認定する。ただし、当該外国人は滞在法第60条第8項第1文⁽⁶⁾に規定する要件を満たす場合又は連邦庁が同法第60条第8項第3文⁽⁷⁾の規定により同法第60条第1項の規定を適用しない場合にはこの限りでない。

第3a条 迫害の行為

- (1) 次の各号に掲げる行為は、第3条第1項にいう迫害とみなす。

1. その種類又は反復により基本的人権、特に1950年11月4日の人権及び基本的自由の保護のための条約（連邦法律公報1952年第II部685,953頁）第15条第2項⁽⁸⁾の規定によりその不適用が許されない人権を重大に侵害する行為
2. 第1号に規定する行為と類似の、重大な人権侵害を含む様々な措置を累積した行為

- (2) 特に、次の各号に掲げる行為は、第1項にいう迫害とみなすことができる。

1. 性的な暴力を含む肉体的又は精神的な暴力
2. 法的措置、行政上の措置又は警察若しくは司法の措置であって、差別的であるもの又は差別的な方法で行われるもの
3. 刑事訴追又は刑罰であって、比例原則⁽⁹⁾に反するもの又は差別的なもの
4. 比例原則に反する刑罰又は差別的な刑罰を結果として伴う裁判所による法的保護の拒否
5. 参加したとすれば第3条第2項に規定する除外事由に該当する犯罪又は行為を行わざるを得ないであろう戦闘における軍務を拒否したことを理由とする刑事訴追又は刑罰
6. 性と関連する行為又は児童に対する行為

- (3) 第3b条と関連する第3条第1項第1号に規定する迫害の理由と本条第1項及び第2項の規定により迫害とみなす行為又はそのような行為からの保護の欠如との間には、関連性がなければならない。

(6) 滞在法第60条第8項第1文は、外国人が重大な理由によりドイツ連邦共和国の安全にとって危険である場合又は外国人が重罪を理由として3年以上の自由刑の確定判決を受けた場合には、「外国人を迫害のおそれのある国へ退去強制してはならない」という滞在法第60条第1項の規定を適用してはならない旨を定めている。

(7) 滞在法第60条第8項第3文は、外国人が1又は複数の故意の犯罪を理由として3年以上の自由刑の確定判決を受けた場合には、「外国人を迫害のおそれのある国へ退去強制してはならない」という滞在法第60条第1項の規定を適用しないことができる旨を定めている。

(8) 人権及び基本的自由の保護のための条約（欧州人権条約）第15条第1項は、戦争等の緊急事態の場合に、条約に定める規定を適用しないことができる旨を定めている。ただし、同条第2項は、緊急事態であっても、第2条（生命に対する権利）、第3条（拷問の禁止）及び第4条（奴隷及び強制労働の禁止）の規定の不適用は許されない旨を定めている。

(9) 比例原則とは、公権力が個人の権利を侵害する場合に要求される原則で、手段が目的達成のために適切か、目的達成のための最小限度の手段か、権利の侵害が目的達成の利益に比して不当でないか否かを考慮するものである。Carl Creifelds, *Rechtswörterbuch*, 20. Neu bearbeitete Auflage, München: Beck, 2011, S. 1289.

第 3b 条 迫害の理由

- (1) 第 3 条第 1 項第 1 号に規定する迫害の理由の審査においては、次の各号に掲げる事項を考慮しなければならない。
1. 人種については、特に、肌の色、出自及び特定の民族的集団の構成員であること等
 2. 宗教については、特に、有神論、非神論及び無神論といった信条、私的又は公的な宗教儀式への一人又は集団での参加又は不参加、その他の宗教的活動又は意見表明、並びに宗教的な信条に基づく又は宗教に定められた個人又は集団の行動様式等
 3. 国籍については、国籍の有無に限定されず、特に、文化的、民族的若しくは言語的アイデンティティによって、共通の地理的若しくは政治的出自によって、又は他の国家の国民と同系統の民族関係によって規定される集団の構成員であること等
 4. 次の要件を全て満たす集団は、特に、特定の社会的集団とみなす。
 - a) 当該集団の構成員が自ら変えることのできない先天的な特徴若しくは共通の背景を共有していること又はそのアイデンティティ若しくは良心にとって放棄することを強要すべきでないほどに重要な信条を共有していること。
 - b) 当該集団が、当該国において周囲の社会から異質であるとみなされているために、明らかに異なったアイデンティティを有していること。

共通の性的指向の特徴に基づく集団も、特定の社会的集団とみなすことができる。ただし、ドイツの法令により [性的指向に関連して] 可罰的である行為は、これに該当しない。迫害が性又は性的アイデンティティのみに基づく場合には、これを特定の社会的集団の構成員であることを理由とする迫害とみなすことができる。
 5. 政治的意見については、特に、第 3c 条に規定する迫害主体たり得るもの及びその政策又は方法と関連することで、当該外国人が意見、基本的立場又は信条を表明したことと理解される。この際、当該外国人がこの意見、基本的立場又は信条に基づいて活動したか否かは問われない。
- (2) 迫害を受けるおそれがあるという外国人の恐怖に根拠があるか否かの評価においては、当該外国人が、迫害の理由である人種、宗教若しくは国籍の特徴又は社会的若しくは政治的な特徴を実際に有するか否かは、迫害者が当該外国人がこれらの特徴を有すると称している場合には、問われない。

第 3c 条 迫害の主体

迫害の主体は、次の各号に掲げるものとする。

1. 国家
2. 政党又は組織であって、国家又は国家領域の大部分を支配するもの
3. 非国家主体。第 1 号及び第 2 号に規定する主体（国際機関を含む。）が、明らかに第 3d 条にいう迫害からの保護を提供する準備又は意思を有さない場合に限る。この場合には、当該国に国家的支配権力があるか否かは問われないものとする。

第 3d 条 保護を提供する主体

- (1) 迫害からの保護を提供することができるのは、第 2 項に規定する保護を提供する意思及び準備がある場合に限り、次の各号に掲げるもののみとする。
1. 国家
 2. 政党又は組織（国際機関を含む。）であって、国家又は国家領域の大部分を支配するもの
- (2) 迫害からの保護は実効性がなければならず、暫定的な性質のものであってはならない。

一般的に、第1項に規定する主体が、迫害を阻止するために適切な措置を講じている場合、例えば迫害の行為の調査、刑事訴追及び捜査に関して効果的な法規を有しており、当該外国人がこの保護措置を受けることができる場合に、保護が保障されているものとする。

- (3) 国際機関が国家若しくは国家領域の大部分を支配し、第2項に規定する保護を提供しているか否かの評価においては、欧州連合の関連法規に定められた原則が考慮されなければならない。

第3e条 国内の保護

- (1) 次の各号に掲げる要件を全て満たす場合には、外国人に難民の地位の認定を行わない。
1. 外国人が、出身国の一部地域において迫害を受けるおそれがあるという根拠のある恐怖を有さないこと又は第3d条に規定する迫害からの保護措置を受けることができること。
 2. 外国人が出身国の当該地域に安全かつ合法に入ることができ、そこで受け入れられ、かつ、そこへの定住を当然に期待することができること。
- (2) 出身国の一部が第1項に規定する要件を満たすか否かの審査においては、[庇護]申請に係る決定時点における出身国の当該地域の一般的な現況及び当該外国人の個人的な状況を欧州連合指令2011/95/EU第4条⁽¹⁰⁾の規定に従って考慮しなければならない。この目的のために、関連する機関、例えば国際連合難民高等弁務官事務所又は欧州庇護支援事務所⁽¹¹⁾の意見を聴取しなければならない。

第4条 補完的保護

- (1) 外国人が、出身国において切迫した危害を被るおそれがあるという推定について確固とした根拠を述べた場合には、当該外国人は補完的保護を受ける資格を有する。切迫した危害とは、次の各号に掲げるものとする。
1. 死刑の宣告又は執行
 2. 拷問又は非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰
 3. 国際的な武力紛争又は国内の武力紛争における無差別の暴力による民間人の生命又は身体の安全に対する切迫した個々の脅威
- (2) 重大な根拠に基づき次の各号に掲げるいずれかの推定が正当化される外国人は、第1項に規定する補完的保護を受ける資格を有さない。
1. 平和に対する罪、戦争犯罪又は人道に対する罪に関する規定を定める国際条約にいうこれらの罪を犯したこと。
 2. 重罪を犯したこと。
 3. 国際連合憲章（連邦法律公報1973年第II部430,431頁）前文、第1条及び第2条に規定する国際連合の目的及び原則に反する行為を行ったこと。
 4. 一般公衆又はドイツ連邦共和国の治安にとって危険であること。
- これらの[保護の]除外事由は、他の者に上記の犯罪若しくは行為を教唆し又は他の方法でこれらに関与した外国人にも適用する。

(10) 指令2011/95/EU第4条は、庇護手続における事実及び庇護申請者の状況の審査について定める。

(11) 欧州庇護支援事務所（European Asylum Support Office）は、難民庇護の分野でEU加盟国間の協力を強化し、EUの共通庇護政策を実現するためのEUの機関であり、特に難民受入れの負担が大きい加盟国を支援する。„Europäisches Unterstützungsbüro EASO“, Bundesministerium für Migranten und Flüchtling website 〈<http://www.bamf.de/DE/Fluechtlingsschutz/EuropaKontext/EASO/easo-node.html>〉を参照。

- (3) [補完的保護には]第3c条から第3e条までの規定を準用する。[この際]「迫害」、「迫害からの保護」及び「迫害を受けるという根拠のあるおそれ」は、「切迫した危害を被るおそれ」、「切迫した危害からの保護」及び「切迫した危害を実際に被るおそれ」と読み替える。「難民の地位」は、「補完的保護」と読み替える。

第3章 総則

第5条 連邦庁

- (1) 連邦移民難民庁（連邦庁）は、庇護申請に係る決定を行う。連邦庁は、この法律に基づき、外国人法上の措置及び決定についても所管する。
- (2) 連邦内務省は、連邦庁長官を任命する。連邦庁長官は、庇護手続の規則に則った組織化に配慮する。
- (3) 連邦庁長官は、州と調整して、1,000人以上の庇護申請者の長期的な収容を可能とする中央受入施設（受入施設）ごとに1の支部を設置するものとする。連邦庁長官は、州と調整して、更に支部を設置することができる。
- (4) 連邦庁長官は、支部における任務の遂行のために必要な物的及び人的資源の提供を受けることを州と取り決めることができる。[州により]連邦庁長官に提供された職員は、連邦庁の職員と同様に連邦庁長官の専門的な指示に服する。詳細は、連邦と州との間の行政協定において定めなければならない。
- (5) 連邦庁長官は、受入施設を、第30a条の規定により手続が迅速化されるべき外国人のための収容施設（特別な受入施設）とすることを州と取り決めることができる。連邦庁は、第1文に規定する特別な受入施設に支部を設置し、又は[既存の]支部を特別な受入施設に割り当てる。この法律又は他の法令に別段の定めがない限りにおいて、特別な受入施設には、受入施設に適用する規定を適用する。

第6条 庇護法に基づく決定の拘束力（略）

第7条 個人情報収集（略）

第8条 個人情報の伝達（略）

第9条 国際連合難民高等弁務官事務所（略）

第10条 送達規則（略）

第11条 異議申立ての排除（略）

第11a条 決定の暫定的な停止（略）

第4章 庇護手続

第1節 一般的な手続規定

第12条 行為能力

- (1) この法律に基づき行為能力を有するのは、成年の外国人であって、民法典⁽¹²⁾の基準により意思無能力でないもの又は庇護手続のために支援を必要とせず、[裁判所により]同意権を留保されないものとする。

(12) Bürgerliches Gesetzbuch in der Fassung der Bekanntmachung vom 2. Januar 2002 (BGBl. I S. 42, 2909; 2003 I S. 738).

- (2) この法律の適用に際して、外国人が未成年であるか又は成年であるかの別は、民法典の基準を適用する。出身国の法によれば成年である外国人の意思能力及びその他の法的な行為能力は、これにより影響を受けない。
- (3) 庇護手続においては、一方の親が連邦領域に滞在しない場合又は一方の親の滞在场所が連邦領域内において不明である場合には、もう一方の親が未成年の子の代理権を有する。ただし、家庭裁判所がこれと異なる決定をしたときを除く。

第13条 庇護申請

- (1) 外国人が、文書、口頭又はその他の方法で表す意思により、政治的迫害からの保護又は第3条第1項にいう迫害若しくは第4条第1項にいう切迫した危害を被るおそれがある国への退去強制若しくはその他の送還からの保護を連邦領域において希求していることが察知される場合、庇護申請が行われたものとする。
- (2) いずれの庇護申請も、庇護有資格者としての認定及び第1条第1項第2号にいう国際的保護を申請するものとする。外国人は、庇護申請を国際的保護の認定のみに限定することができる。外国人には、申請を[国際的保護の認定に]限定することによる効果を教示しなければならない。第24条第2項の規定は、その適用を妨げない。
- (3) 必要な入国文書を所持していない外国人は、国境で庇護を願い出なければならない(第18条)。無許可で入国した場合には、遅滞なく受入施設に出頭するか(第22条)、又は外国人官庁⁽¹³⁾若しくは警察に庇護を願い出なければならない(第19条)。

第14条 申請の提出

- (1) 庇護申請は、当該外国人の受入れを所管する受入施設に割り当てられた連邦庁の支部に提出しなければならない。連邦庁は、州の最上級官庁が指定した機関と調整して、外国人に対して、他の支部に庇護申請を提出することを義務付けることができる。[連邦庁は、]外国人に対して、申請の提出の前に、文書により、かつ、[当該文書の]受領確認を得て、庇護申請が取り下げられた後又は庇護申請の却下が確定した後は、滞在資格の付与について滞在法第10条第3項の規定⁽¹⁴⁾により制限が付されることを教示しなければならない。第2項第1文第2号の場合においては、当該教示を事後に遅滞なく行わなければならない。
- (2) 次の各号に掲げるいずれかの場合には、庇護申請は、連邦庁に提出しなければならない。
1. 外国人が有効期間が6か月を超える滞在資格を有している場合
 2. 外国人が勾留施設若しくはその他の公的な拘束施設、病院、療養施設、介護施設又は青少年支援施設にいる場合
 3. 外国人が未成年であり、かつ、その法定代理人が受入施設に居住することを義務付けられていない場合
- 外国人官庁は、提出された申請書を連邦庁に遅滞なく送付する。連邦庁は、当該庇護申請の処理を所管する支部を指定する。

(13) 各州の内務省下の機関で外国人の滞在管理を司る。本間浩『個人の基本権としての庇護権』勁草書房, 1985, pp.166-167を参照。

(14) 滞在法第10条第3項は、庇護申請の却下が確定した外国人又は庇護申請を取り下げた外国人に対しては、同法第5節(国際法上、人道上又は政治的理由に基づく滞在)の規定を基準としてのみ滞在資格を付与することができる旨を定めている。

(3) 第2項第1文第2号の場合において、外国人が次の各号に掲げるいずれかの状態にある場合、庇護申請の提出は、退去強制施設 [Abschiebungshaft]⁽¹⁵⁾における収容の命令又はその継続を妨げない。

1. 取調べのための拘束
2. 刑罰による拘束
3. 滞在法第62条第2項に規定する準備勾留⁽¹⁶⁾
4. 外国人が無許可の入国後1か月を超えて滞在資格を有さずに連邦領域に滞在したことによる退去強制を確実にするための拘束 [Sicherungshaft] であって、滞在法第62条第3項⁽¹⁷⁾第1文第1号に規定するもの
5. 滞在法第62条第3項第1文第1a号から第5号までに規定する退去強制を確実にするための拘束

外国人には、自らが選ぶ法律補佐人 [Rechtsbeistand]⁽¹⁸⁾と連絡を取る機会を遅滞なく与えなければならない。ただし、当該外国人が自ら事前に弁護士に依頼していた場合には、この限りでない。退去強制施設における収容は、連邦庁の決定の送達をもって、遅くとも連邦庁が庇護申請を受理してから4週間後には終了する。ただし、欧州連合の法令若しくは庇護手続の実施の所管に関する国際条約に基づき他の国に対して受入要請若しくは再受入要請が行われる場合又は庇護申請が第29条第1項第4号の規定により許可されない場合若しくは明らかに根拠がないものとして却下される場合には、この限りでない。

第14a条 家族の単位

- (1) 第14条に規定する庇護申請の提出により、当該外国人の未成年かつ未婚の子についても、当該子が [EU 域内における] 自由移動の権利又は滞在資格を有さずにこの時点で連邦領域に滞在しており、いまだ庇護申請を提出していなかった場合には、庇護申請が提出されたものとみなす。
- (2) 外国人の未成年かつ未婚の子が、外国人が庇護申請を提出した後に連邦領域に入域した場合又はドイツで生まれた場合において、一方の親が滞在を承認されているとき又は庇護手続の終了後滞在資格を有さずに若しくは滞在法第25条第5項⁽¹⁹⁾に規定する滞在許可を得て連邦領域に滞在するときには、これ [子の入域又は誕生] を連邦庁に遅滞なく届け出なければならない。第12条第3項にいう子の代理人及び外国人官庁は、この

(15) 退去強制施設は、国外退去を確実にするための収容施設である。滞在許可の期限が切れて退去強制を逃れようとする外国人や、無許可で入国して退去強制を逃れようとする外国人が収容の対象となる。収容は、各州の外国人官庁又は連邦警察の申請により、裁判官により命ぜられる。収容期間は、最長6か月（外国人が退去強制を阻止しようとする場合には最長12か月）とされている（滞在法第62条）。„Abschiebungshaft“. Hamburgasyl website (<http://hamburgasyl.de/themen/abschiebungshaft/>) を参照。

(16) 滞在法第62条第2項は、国外退去命令を直ちに決定することができず、かつ、国外退去強制が著しく困難となり、又は失敗するおそれがある場合には、国外退去命令の準備のために裁判官の命令により外国人を収容しなければならない旨を定めている。

(17) 滞在法第62条第3項は、裁判官の命令により、退去強制を確実にするために施設に収容しなければならない場合の要件を定めている。第1号は、無許可の入国を理由として出国義務の履行を強制することができる場合、第1a号は、退去強制の命令が通知されたがすぐに執行することができない場合、第2号は、出国期限が過ぎて外国人官庁に届け出ずに住所を変更した場合、第3号は、外国人の責に帰する事情により退去強制を予定どおりに行うことができなかった場合、第4号は、他の方法で退去強制を逃れた場合、第5号は、虚偽の身分の申告等により逃亡の危険がある場合を定めている。

(18) 法律補佐人とは、弁護士ではないにもかかわらず業として法律相談を行い、訴訟における訴訟補佐人又は代理人たることを許された者をいう。山田晟『ドイツ法律用語辞典 改訂増補版』大学書林, 1993, p.515.

(19) 滞在法第25条第5項は、出国義務の履行を強制することができる外国人であって、その出国が法律上又は事実上の理由により不可能であり、かつ、出国の障害の除去が近い将来に予見することができない者に滞在許可を付与することができる旨を定めている。

届出義務を負う。連邦庁がこの届出を受理したときに、当該子の庇護申請が提出されたものとみなす。

- (3) 第12条第3項にいう子の代理人は、連邦庁による決定の送達までに、当該子に第3条第1項にいう迫害及び第4条第1項にいう切迫した危害を被るおそれがないことを表明し、当該子のための庇護手続の実施を取りやめることができる。この場合には、第13条第2項第2文の規定を準用する。
- (4) 庇護申請が2004年12月31日までに提出された場合であって、かつ、子がこの時点で連邦領域に滞在していたとき、その後連邦領域に入域したとき又は生まれたときにも、第1項から第3項までの規定を適用しなければならない。

第15条 一般的な協力義務

- (1) 外国人は、事実内容の解明に協力する義務を個人として負う。外国人が代理人に自らを代理させる場合にも、同様とする。
- (2) 外国人は、特に次の各号に掲げる事項に関して義務を負う。
 1. この法律の実施を委任された官庁に対して、必要な事項を、口頭で及び要請がある場合には文書によっても伝えること。
 2. 外国人が滞在資格を取得した場合、これを連邦庁に遅滞なく報告すること。
 3. 特定の官庁又は施設に連絡するか又は出頭すべきである旨の法律上の規則及び官庁の命令に従うこと。
 4. 外国人の旅券又は旅券代用書類を、この法律の実施を委任された官庁に提出し、手渡し、及び預けること。
 5. 全ての必要な文書及び所持しているその他の書類を、この法律の実施を委任された官庁に提出し、手渡し及び預けること。
 6. 有効な旅券又は旅券代用書類を所持していない場合には、身分証明書の入手に協力すること。
 7. 法規上定められている鑑識措置を受忍すること。
- (3) 第2項第5号に規定する必要な文書及びその他の書類とは、特に次の各号に掲げるものをいう。
 1. 旅券又は旅券代用書類の他、身元及び国籍の確認のために重要な全ての文書及び書類
 2. 他国が発給した査証、滞在資格証及びその他の国境通行証
 3. 航空券及びその他の交通輸送券
 4. 出身国から連邦領域への旅程、利用した輸送手段及び出身国出国後から連邦領域入域までの他国における滞在に関する書類
 5. 外国人が依拠するその他の全ての文書及び書類又は庇護法上及び外国人法上の決定及び措置（他国への送還の可能性の確認及びその執行を含む。）のために重要なその他の全ての文書及び書類
- (4) この法律の実施を委任された官庁は、外国人が第2項第4号及び第5号に規定する義務に応じない場合において、かつ、当該外国人が上述の書類を携帯しているとの根拠があるときには、当該外国人を身体検査して携帯物を捜索することができる。身体検査は、同性の者によって行われなければならない。
- (5) 庇護申請の取下げによっては、当該外国人の協力義務は終了しない。

第 16 条 身元の保全、確認及び検証

- (1) 庇護を願い出た外国人の身元データは、鑑識措置によって保全されなければならない。第 1 文の規定により、写真撮影及び手の指 10 本全部の指紋採取に限り、これを行うことができるが、14 歳未満の外国人については、第 1 文の規定により写真撮影を行うことのみが許される。外国人の出身国又は出身地域を特定するために、事情聴取とは別に、外国人の話す言葉を音声記録媒体又はデータ記録媒体に録音することができる。この録音は、外国人に対して事前に知らせた場合に限り、行うことができる。音声録音は、連邦庁において保管する。
- (1a) 外国人の文書又は身元の真正性の検証のために、旅券、承認された旅券代用書類又はその他の身分証明書に付された電子的記録媒体に記録された生体データ及びその他のデータを読み取り、必要な生体データを収集し並びに生体データを相互に比較することができる。第 1 文に規定する生体データは、指紋、写真及びこう彩画像に限る。
- (2) 第 1 項及び第 1a 項に規定する措置を行うのは、連邦庁、外国人が庇護を願い出たときには、第 18 条及び第 19 条に規定する官庁並びに外国人が赴いた受入施設とする。
- (3) 連邦刑事庁は、身元確認の目的のために第 1 項第 1 文の規定により収集したデータの評価の際に、職務共助を行う。連邦刑事庁は、同庁の任務遂行のために保存している鑑識データを上記の目的のために利用することもできる。連邦刑事庁は、他の法規により禁止されている場合には、第 2 項に規定する官庁に対して、上記データの保存理由を伝えてはならない。
- (4) 連邦刑事庁は、第 1 項第 1 文の規定により収集したデータを、他の鑑識データと分けて保存する。
- (4a) 第 1 項第 1 文の規定により収集したデータは、外国人の身元又は国籍の確認のために、滞在法第 49b 条⁽²⁰⁾に規定するデータとの照合を目的として、連邦行政庁に伝達することができる。この際、滞在法第 89a 条⁽²¹⁾の規定を準用する。
- (5) 第 1 項の規定により収集したデータは、刑事手続を目的とした身元確認又は証拠の確認若しくは危険防止のために、これを加工し及び利用することができる。データは、身元不明の者又は行方不明の者の身元確認にも利用することができる。
- (6) 第 1 項の規定により収集したデータは庇護手続の確定から 10 年後に、第 1a 項の規定により収集したデータは外国人の文書又は身元の真正性の検証後に、遅滞なく消去しなければならない。

第 17 条 言語仲介者

- (1) 外国人がドイツ語に十分に精通していない場合、事情聴取には、当該外国人の母語又は当該外国人が理解できると考えるのが妥当なその他の言語に訳す通訳者、翻訳者などの言語仲介者を、職権により加えなければならない。
- (2) 外国人は、自らの費用負担で自らが選んだ適切な言語仲介者を付けることができる。

(20) 滞在法第 49b 条は、外国の官庁が発行した外国籍の者の身分証明書であって、ドイツにおいて拾得されたもののデータベース（拾得文書データベース）について定めている。

(21) 滞在法第 89a 条は、拾得文書データベースのデータの取扱いについて定めている。

第2節 庇護手続の開始

第18条 国境警備官庁の任務

- (1) 国境の通行の警察権による管理を委任された官庁（国境警備官庁）に庇護を願い出る外国人は、所管の受入施設、又はそれが不明のときには最寄りの受入施設に、遅滞なく案内されなければならない。
- (2) 次の各号に掲げるいずれかの場合には、外国人の入国を拒否しなければならない。
 1. 外国人が安全な第三国（第26a条）から入国した場合
 2. 欧州連合の法令又は国際条約に基づいて他の国が庇護手続の実施を所管し、[当該他の国による]受入手続又は再受入手続が開始される場合
 3. 外国人がドイツ連邦共和国において特に重大な犯罪を犯したため3年以上の自由刑の確定判決を受けたことがあり、出国後3年が経過していないという理由により、社会一般にとって危険を意味する場合
- (3) 外国人が、無許可で入国したところを即時に国境警備官庁によって国境近くの場所で発見され、第2項の要件に該当する場合には、現場退去強制を行わなければならない。
- (4) 安全な第三国（第26a条）からの入国の場合でも、次の各号に掲げるいずれかの場合には、入国拒否又は現場退去強制を行ってはならない。
 1. ドイツ連邦共和国が、欧州連合の法令又は当該安全な第三国との国際条約に基づいて庇護手続の実施を所管する場合
 2. 連邦内務省が国際法上若しくは人道上の理由から又は連邦共和国の政治的利益を確保するために、[入国拒否又は現場退去強制の停止を]命じていた場合
- (5) 国境警備官庁は、外国人に対して鑑識措置を行わなければならない。

第18a条 空路による入国の場合の手続（略）

第19条 外国人官庁及び警察の任務

- (1) 外国人官庁又は州警察に庇護を願い出る外国人は、第14条第1項の場合には、所管の受入施設、又はそれが不明のときには最寄りの受入施設に、遅滞なく案内されなければならない。
- (2) 外国人官庁及び警察は、外国人に対して鑑識措置を行わなければならない（第16条第1項）。
- (3) 安全な第三国（第26a条）から無許可で入国した外国人については、受入施設に案内せずに滞在法第57条第1項及び第2項⁽²²⁾の規定により当該第三国に現場退去強制を行うことができる。この場合には、外国人官庁は、現場退去強制を実施できることを確認次第、現場退去強制を命ずる。
- (4) 逮捕又は勾留に関する法規は、その適用を妨げない。

第20条 受入施設への案内

- (1) 外国人は、第18条第1項又は第19条第1項の規定により案内された受入施設に遅滞なく又は当該官庁が指定した日時に出頭する義務を負う。外国人が第1文に規定する義務に従わない場合には、第33条第1項、第5項及び第6項の規定を準用する。ただし、自らの責に帰さない事情により義務に従うことができなかつたことを、外国人が遅滞な

(22) 滞在法第57条第1項は、無許可で入国した外国人を現場退去強制するものと定めている。同条第2項は、出国義務の履行を強制することができる外国人であつて、国際協定により他の欧州連合加盟国等に受け入れられるものについて、当該他国に現場退去強制するものと定めている。

く証明するときには、この限りでない。外国人が庇護を願い出た官庁は、当該外国人に対して、文書により、かつ、[当該文書の]受領確認を得て、第1文に規定する義務及びこの義務に違反した場合の法的効果を教示しなければならない。第4文に規定する教示を行うことができない場合には、受入施設まで外国人に付き添わなければならない。

- (2) 外国人に対して受入施設を案内する官庁は、当該受入施設に対して、庇護願の提出があったこと及び第1項第4文の規定により行った教示について、遅滞なく文書により通知する。受入施設は、第1文に規定する通知の受領後遅くとも1週間後には、当該受入施設に割り当てられた連邦庁の支部に対して、当該外国人を受入施設に受け入れたか否かを報告し、第1文に規定する通知を送付する。

第21条 書類の保管及び送付

- (1) 外国人を受入施設に案内する官庁は、第15条第2項第4号及び第5号に規定する書類を保管し、遅滞なく当該受入施設に送付する。
- (2) 外国人が、その受入れを所管する受入施設に直接出頭した場合には、当該受入施設が書類を保管する。
- (3) 当該外国人の受入れを所管する受入施設は、当該受入施設に割り当てられた連邦庁の支部に、遅滞なく書類を送付する。
- (4) 外国人にはその要請により、保管されている書類の写しを手渡さなければならない。
- (5) 書類が庇護手続を執行し続ける上で又は滞在終了措置のためにもはや必要とされない場合には、当該書類は当該外国人に返却しなければならない。

第22条 出頭義務

- (1) 庇護申請を連邦庁の支部に提出しなければならない外国人（第14条第1項）は、受入施設に出頭しなければならない。当該受入施設は当該外国人を受け入れ、又は当該外国人の受入れを所管する受入施設に案内する。[他の受入施設に]案内する場合には、できる限り当該外国人に対して鑑識業務を行わなければならない。
- (2) 州政府又はこれが指定した機関は、次の各号に掲げる事項を定めることができる。
1. 第1項に規定する出頭を特定の受入施設において行わなければならないこと。
 2. 他の州の受入施設により案内された外国人は、最初に特定の受入施設に出頭しなければならないこと。

外国人に対しては、第1文の規定により定められた受入施設における滞在の間に、鑑識業務を行わなければならない。第18条第1項及び第19条第1項の場合には、外国人をこの受入施設に案内しなければならない。

- (3) 外国人は、第1項第2文又は第2項の規定により案内された所管の受入施設に遅滞なく又は受入施設が指定した日時に出頭する義務を負う。外国人が第1文に規定する義務に従わない場合には、第33条第1項、第5項及び第6項の規定を準用する。ただし、自らの責に帰さない事情により義務に従うことができなかつたことを、外国人が遅滞なく証明するときには、この限りでない。[この際、]第20条第1項第4文及び第2項の規定を準用する。

第22a条 庇護手続の実施の引受け

欧州連合の法令又は国際条約に基づき庇護手続の実施を[ドイツ連邦共和国が]引き受けた外国人は、庇護を願い出る外国人と等しいとみなす。外国人は、入国時に又は入国後遅滞なく、連邦内務省又はこれが指定した機関が掲げた機関に出頭する義務を負う。

第3節 連邦庁における手続

第23条 支部における申請の提出

- (1) 受入施設に受け入れられた外国人は、遅滞なく又は受入施設が指定した日時に、連邦庁の支部に出頭し、庇護申請を提出する義務を負う。
- (2) 外国人が第1項に規定する義務に従わない場合には、第33条第1項、第5項及び第6項の規定を準用する。ただし、自らの責に帰さない事情により義務に従うことができなかったことを、外国人が遅滞なく証明するときには、この限りでない。受入施設は、当該外国人に対して、文書により、かつ、[当該文書の]受領確認を得て、この法的効果を教示しなければならない。受入施設は、当該受入施設に割り当てられた連邦庁の支部に対して、当該外国人の受入施設における受入れ及び第3文の規定により行った教示を遅滞なく報告する。

第24条 連邦庁の義務

- (1) 連邦庁は、事実内容を解明し、必要な証拠を集める。連邦庁は、庇護を申請した外国人に対し、当該外国人が理解できると考えるのが妥当な言語により、手続の経過及び手続における権利義務、特に期日及び期日を守らなかった場合の効果を教示する。連邦庁は、当該外国人から対面で事情聴取を行わなければならない。連邦庁が当該外国人に庇護権を認定しようとする場合又は外国人が安全な第三国（第26a条）から入国したと述べる場合には、事情聴取を行わないことができる。連邦庁が第13条第2項第2文の規定による[国際的保護の認定に]限定された庇護申請を受け付ける場合にも、事情聴取を行わないことができる。連邦領域で生まれた6歳未満の子のための庇護申請が提出され、両親又は一方の親の手続書類の内容から事実内容が十分に明らかである場合には、事情聴取を行ってはならない。
 - (1a) 多数の外国人が同時に庇護を願い出たために、連邦庁が庇護申請を受け付けた順に事情聴取を行うことができない場合には、連邦庁は、この法律又は滞在法に規定する任務を行う他の官庁に、暫定的に事情聴取を行わせることができる。ただし、事情聴取を行うことができるのは、このための研修を受けた職員に限る。当該職員は、事情聴取の際に制服を着用してはならない。[この際、]第5条第4項の規定を準用する。
- (2) 連邦庁は、庇護申請について、滞在法第60条第5項又は第7項に規定する国外退去強制禁止事由の存否をも決定しなければならない。
- (3) 連邦庁は、外国人官庁に対して遅滞なく、次の各号に掲げる事項について通知する。
 1. 決定内容
 2. 次の事項について外国人が述べた理由又は他に認められる理由
 - a) 国外退去強制の中止、特に送還のために必要な書類の調達の必要性
 - b) 滞在法第25条第3項第2文第1号から第4号⁽²³⁾までに規定する滞在の不許可
- (4) 庇護申請についての決定が6か月以内に行われない場合には、連邦庁は、外国人からの申請を受けて、いつまでに当該外国人の庇護申請が決定される見込みであるかを通知しなければならない。

第25条 事情聴取

- (1) 外国人は、遭遇した迫害又は切迫した危害を被るおそれの根拠となる事実を自発的に

(23) 滞在法第25条第3項は、国外退去強制の禁止事由が存在する外国人には、滞在を許可しなければならない旨を定めるが、一方で、外国人が重罪を犯したこと等が推定される場合には、滞在を許可しない旨を定めている。

説明し、必要な陳述を行わなければならない。必要とされる陳述には、その居住地、旅行経路、他国での滞在、及び既に他国若しくは連邦領域において難民認定を目的とする手続、第1条第1項第2号にいう国際的保護の認定を目的とする手続又は庇護手続が開始され、又は実施されたか否かについての陳述が含まれる。

- (2) 外国人は、退去強制又は特定の国への退去強制を妨げるその他の全ての事実及び状況を陳述しなければならない。
- (3) 外国人の事後の陳述は、仮にそれを顧慮すれば連邦庁の決定が遅滞することになる場合には顧慮しないままとすることができる。当該外国人には、この旨及び第36条第4項第3文⁽²⁴⁾の規定を教示しなければならない。
- (4) 受入施設に居住する義務を負う外国人の場合には、事情聴取は、庇護申請の提出後に続けて行うものとする。当該外国人及びその代理人の特別の召喚は必要でない。当該外国人に対して庇護申請の提出の際に又は庇護申請の提出後1週間以内に事情聴取の期日が通知される場合にも、これを準用する。事情聴取を[庇護申請の提出と]同じ日に行うことができない場合には、遅滞なく当該外国人及びその代理人に事情聴取の期日を通知しなければならない。当該外国人が事情聴取に出頭せずそのことに対する十分な釈明もしない場合、連邦庁は、記録に基づいて決定を下し、その際には当該外国人の非協力も考慮しなければならない。
- (5) 受入施設に居住する義務を負わない外国人の場合において、当該外国人が事情聴取のための召喚に応ぜず、これについての十分な釈明もしないときには、面接による事情聴取は行わないことができる。この場合には、当該外国人に対して、1か月以内に文書による意見表明の機会を与えなければならない。当該外国人がこの期間内に意見表明をしない場合、連邦庁は、記録に基づいて決定を下し、その際には当該外国人の非協力も考慮しなければならない。その際、第33条の規定は、その適用を妨げない。
- (6) 事情聴取は非公開とする。事情聴取には、連邦代理人、州代理人又は国連難民高等弁務官事務所代理人である者が参加することができる。その他の者については、連邦庁長官又は連邦庁長官によって委任された者が、その出席を許可することができる。
- (7) 事情聴取においては、当該外国人の重要な陳述を含む記録を取らなければならない。当該外国人には、記録の写しを手渡し又は連邦庁の通知と一緒に送達しなければならない。

第26条 家族の庇護及び家族構成員に対する国際的保護

- (1) 庇護有資格者の配偶者又は生活パートナーは、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合に、申請により庇護有資格者として認定される。
 1. 庇護有資格者としての認定が確定している場合
 2. 夫婦関係又は生活パートナーシップ関係⁽²⁵⁾が、当該庇護有資格者が政治的迫害を受ける国において既に生じていた場合
 3. 配偶者又は生活パートナーが、庇護有資格者としての認定よりも前に入国した場合又は入国後遅滞なく庇護申請を提出した場合
 4. 庇護有資格者としての認定が撤回されない場合又は取り消されない場合

(24) 第36条第4項第3文は、外国人が庇護手続において陳述しなかった又は事後に陳述した事実は、後の裁判手続においても、顧慮されない可能性がある旨を定めている。

(25) 生活パートナーシップは、ドイツにおいて同性カップルに対して認められた法的地位であるが、婚姻とは若干異なる。渡辺富久子「ドイツの生活パートナーシップ法—婚姻との関係をめぐって—」『外国の立法』No.270, 2016.2, pp.30-31. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10225648_po_02700003.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>を参照。

- (2) 庇護有資格者が庇護申請を提出した時点における未成年かつ未婚の子は、当該外国人の庇護有資格者としての認定が確定しており、かつ、当該認定が撤回されない場合又は取り消されない場合に、申請により庇護有資格者として認定される。
- (3) 未成年かつ未婚の庇護有資格者の両親又は指令 2011/95/EU 第 2 条 j⁽²⁶⁾ にいう他の成人は、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合に、申請により庇護有資格者として認定される。
1. [当該未成年者の]庇護有資格者としての認定が確定している場合
 2. 指令 2011/95/EU 第 2 条 j にいう家族[関係]が、当該庇護有資格者が政治的迫害を受ける国において既にあった場合
 3. 両親又は他の成人が、[当該未成年者の]庇護有資格者としての認定よりも前に入国した場合又は入国後遅滞なく庇護申請を提出した場合
 4. 庇護有資格者としての認定が撤回されない場合又は取り消されない場合
 5. 両親又は他の成人が、当該庇護有資格者に対する配慮権⁽²⁷⁾を有している場合
- 両親又は他の成人が庇護申請を提出した時点における当該未成年の庇護有資格者の未成年かつ未婚の兄弟姉妹については、第 1 文第 1 号から第 4 号までの規定を準用する。
- (4) 第 1 項から第 3 項までの規定は、滞在法第 60 条第 8 項第 1 文若しくはこの法律の第 3 条第 2 項に規定する要件を満たす場合又は連邦庁が滞在法第 60 条第 8 項第 3 文の規定により滞在法第 60 条第 1 項の規定を適用しなかった家族構成員であって、第 1 項から第 3 項までに規定するものには、適用しない。第 2 項及び第 3 項の規定は、自らが第 2 項又は第 3 項の規定により庇護有資格者として認定されなかった外国人の子には、適用しない。
- (5) 国際的保護を認定された外国人の家族構成員であって、第 1 項から第 3 項までに規定するものについては、第 1 項から第 4 項までの規定を準用しなければならない。「庇護資格」は、「難民の地位又は補完的保護」と読み替える。第 4 条第 2 項に規定する除外事由がある場合には、家族構成員に対して補完的保護を保障しない。
- (6) 第 1 項から第 5 項までの規定は、当該外国人に対して、第 1 項から第 5 項までに規定する家族構成員から第 3 条第 1 項に規定する迫害若しくは第 4 条第 1 項に規定する切迫した危害を被るおそれがある場合又は当該外国人が既にかかる迫害若しくは切迫した危害を被った場合には、適用してはならない。

第 26a 条 安全な第三国

- (1) 基本法第 16a 条第 2 項第 1 文にいう第三国（安全な第三国）から入国した外国人は、基本法第 16a 条第 1 項の規定を援用することができない。上述の外国人は庇護有資格者と認定されない。ただし、第 1 文の規定は、次の各号に掲げるいずれかの場合には適用されない。
1. 当該外国人が安全な第三国に入国した時点で、ドイツ連邦共和国の滞在許可を有していた場合
 2. ドイツ連邦共和国が、欧州連合の法令又は当該安全な第三国との国際条約に基づいて庇護手続の実施を所管する場合

(26) 当該指令第 2 条 j は、「家族構成員」を出身国において既にあった家族関係の者（配偶者、未成年の子並びに両親及び法的又は実際の責任者である他の成人）と定義している。

(27) 配慮権は、かつての「親権 (elterliche Gewalt)」に代わる概念である。親権は、親の子に対する支配権的概念であったが、配慮権は子の福祉を指導理念とするものである。親の配慮には、子についての身上配慮と財産配慮がある。岩志和一郎「ドイツの新親子法（上）」『戸籍時報』No.493, 1998.11, pp.2-8; 同訳「ドイツ親権法規定（仮訳）」『早稲田法学』76(4), 2001, pp.225-227. を参照。

3. 外国人に対して、第 18 条第 4 項第 2 号に規定する命令によって入国拒否又は現場退去強制を行ってはならない場合
- (2) 安全な第三国とは、欧州連合加盟国及び附則 I に掲げる国である。
- (3) 附則 I に掲げる国の一つにおいて、当該国の法的又は政治的な諸関係の変化により基本法第 16a 条第 2 項第 1 文に規定する要件が存在しなくなっていると推定する根拠がある場合には、連邦政府は、連邦参議院の同意を要しない法規命令により、当該国はもはや安全な第三国とみなされない旨を定める。この命令は、その発効後遅くとも 6 か月後に失効する。

第 27 条 その他の第三国における迫害からの安全

- (1) その他の第三国において政治的迫害からの安全が確保されていた外国人は、庇護有資格者とは認定されない。
- (2) 外国人が、安全な第三国（第 26a 条）又はその他の第三国によって交付された「難民の法的地位に関する条約」に基づく旅行証明書を所持している場合には、当該者はその国において既に迫害からの安全が確保されていたものと推定される。
- (3) 外国人が、連邦領域への入域前に、迫害のおそれのない他の第三国に 3 か月以上滞在していた場合には、当該者は、その地で政治的迫害からの安全が確保されていたものと推定される。ただし、当該外国人が、政治的迫害のおそれがある他の国への退去強制が十分確実に排除されていなかったことを疎明する場合には、この限りでない。

第 27a 条（削除）

第 28 条 逃亡後の後発的事情

- (1) 政治的迫害の危険が、当該外国人が出身国からの出国後自らの決意により作り出した事情に基づいている場合には、当該外国人は原則として庇護有資格者として認定されない。ただし、その決意がゆらぎなく、出身国で周知であった信条と合致する場合には、この限りでない。第 1 文の規定は、特に、当該外国人が出身国にいたときの年齢及び成長段階により確固とした信条を持てなかった場合には、適用しない。
- (1a) 第 3 条第 1 項にいう迫害を受けるおそれがあるという根拠のある恐怖又は第 4 条第 1 項にいう切迫した危害を実際に被るおそれは、外国人が出身国を出国した後に生じた出来事であっても、特に、当該外国人の行動が既に出身国において有していた信条又は方向性の表出及び継続である場合には、これを根拠とすることができる。
- (2) 外国人が、庇護申請を取り下げた後又は庇護申請の却下が確定した後に、自らが作り出した事情に基づいて再度庇護申請を提出する場合には、再手続においては、原則として難民の地位を認定されない。

第 29 条 許可されない庇護申請

- (1) 次の各号に掲げるいずれかの場合には、庇護申請は許可されない。
 1. 次の法令に基づき、他の国が庇護手続の実施を所管する場合
 - a) 第三国国籍者又は無国籍者が加盟国に提出した国際的保護申請の審査を所管する国を決めるための基準及び手続を定める 2013 年 6 月 26 日の欧州議会及び理事会規則 (EU)No.604/2013（欧州連合官報 L 版 180 号 2013 年 6 月 29 日 31 頁）
 - b) 他の欧州連合の法令又は国際条約
 2. 欧州連合の他の加盟国が、当該外国人に対して、第 1 条第 1 項第 2 号にいう国際的保護を既に保障している場合
 3. 当該外国人を再度受け入れる意思のある国が、第 26a 条の規定に従って、当該外国

人にとって安全な第三国とみなされる場合

4. 当該外国人を再度受け入れる意思のある欧州連合加盟国でない国が、第 27 条の規定に従って、その他の第三国とみなされる場合
 5. 第 71 条に規定する再申請⁽²⁸⁾又は第 71a 条に規定する第 2 次申請⁽²⁹⁾の場合には、更なる庇護手続を実施してはならない場合
- (2) 連邦庁は、庇護申請が許可されるか否かを決定する前に、第 1 項第 1 号 b から第 4 号までに規定する事由について、外国人から対面で事情聴取を行う。第 1 項第 5 号に規定する事由については、当該外国人に対して、第 71 条第 3 項の規定により意見表明の機会を与えなければならない。
- (3) 外国人が [庇護申請が] 許可されるか否かについての事情聴取に出頭しない場合には、連邦庁は、記録に基づいて決定を下す。ただし、自らの責に帰さない事情により第 1 文に規定する出頭を行わなかったことを、外国人が遅滞なく証明するときには、この限りでない。外国人がこの証明を行うときには、手続を継続しなければならない。
- (4) 庇護申請が許可されるか否かに関する事情聴取は、第 24 条第 1a 項の規定によりこのための研修を受けた他の官庁の職員に委任することができる。

第 29a 条 安全な出身国、報告及び命令への授権

- (1) 基本法第 16a 条第 3 項第 1 文にいう国（安全な出身国）からの外国人の庇護申請は、明らかに理由がないものとして却下しなければならないが、外国人が陳述する事実又は証拠により、出身国の一般的な事情とは異なって、当該外国人に対して第 3 条第 1 項にいう迫害又は第 4 条第 1 項にいう切迫した危害のおそれがあることが推定される場合には、この限りでない。
- (2) 安全な出身国とは、欧州連合加盟国及び附則 II に掲げる国である。
- (2a) 連邦政府は、初回を 2017 年 10 月 23 日として 2 年ごとに、連邦議会に対して、附則 II に掲げる国を安全な出身国とみなす要件が引き続き存在するか否かに関する報告書を提出する。
- (3) 附則 II に掲げる国の一つにおいて、当該国の法的又は政治的な諸関係の変化により基本法第 16a 条第 3 項第 1 文に規定する要件が存在しなくなっていると推定する根拠がある場合には、連邦政府は、連邦参議院の同意を要しない法規命令により、当該国はもはや安全な出身国とみなされない旨を定める。この命令は、その発効後遅くとも 6 か月後に失効する。

第 30 条 理由のないことが明白である庇護申請

- (1) 庇護有資格者としての認定の要件及び国際的保護の認定の要件のいずれもが明らかに存在しない場合には、庇護申請は明らかに理由がないものとする。
- (2) 外国人が、経済的理由のみから又は一般的困窮状態を逃れる目的でのみ連邦領域に滞在していることが、個別の事情から明らかである場合には、庇護申請は、とりわけ明らかに理由がないものとする。
- (3) 次の各号に掲げるいずれかの場合には、理由のない庇護申請は、明らかに理由がないものとして却下しなければならない。

(28) 第 71 条は、庇護申請が却下された外国人は、連邦移民難民庁に対して再度の審査を求めて、再申請を提出することができる旨を定めている。ただし、再申請は、出身国の事情に変化があった等の要件を満たす場合に許可される。

(29) 第 71a 条は、安全な第三国において庇護申請が却下された外国人は、ドイツにおいて庇護申請を提出することができる（第 2 次申請）旨を定めている。

1. 外国人の陳述が、実質的な点において確証されず、自己矛盾を生じており、明らかに事実関係と一致せず、又は偽造証拠物若しくは改造証拠物に基づいている場合
 2. 外国人が庇護手続において、その身元若しくは国籍について虚偽の申告をし、又はその申告を拒否する場合
 3. 外国人が、別の名義で別に庇護申請を提出し、又は別に庇護希望 [Asylbegehren]⁽³⁰⁾ を表明している場合
 4. 外国人が、庇護申請を提出する機会が前もって十分にあったにもかかわらず、警告されている滞在終了措置を逃れる目的で庇護申請を提出した場合
 5. 外国人が、第 13 条第 3 項第 2 文、第 15 条第 2 項第 3 号から第 5 項まで又は第 25 条第 1 項に規定する協力義務に対する甚だしい違反を生じた場合。ただし、協力義務違反を当該者の責に帰することができない場合又は当該者において協力義務の履行が重大な理由により不可能であった場合には、この限りでない。
 6. 滞在法第 53 条及び第 54 条⁽³¹⁾ の規定により、当該外国人に対する退去強制が執行可能である場合
 7. この法律により行為能力を有さない外国人のために庇護申請が提出された場合又は両親若しくは単独で配慮権を有する一方の親の庇護申請の却下が確定した後で、第 14a 条の規定により庇護申請が提出されたとみなされる場合
- (4) 滞在法第 60 条第 8 項第 1 文若しくはこの法律第 3 条第 2 項に規定する要件を満たす場合又は連邦庁が滞在法第 60 条第 8 項第 3 文の規定により滞在法第 60 条第 1 項の規定を適用しなかった場合にも、庇護申請は、明らかに理由がないものとして却下しなければならない。
- (5) 連邦庁に提出された申請は、その内容により第 13 条第 1 項の意味における庇護申請でない場合にも、明らかに理由がないものとして却下しなければならない。

第 30a 条 庇護手続の迅速化

- (1) 連邦庁は、外国人が次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、特別な受入施設(第 5 条第 5 項)に割り当てられた支部において、庇護手続を迅速に行うことができる。
1. 外国人が安全な出身国（第 29a 条）の国籍を有する場合
 2. 外国人が、誤った陳述若しくは文書、重要な情報の秘匿又はその身元若しくは国籍に関する文書の隠匿によって官庁を欺いた場合
 3. 外国人が身元若しくは国籍の確認を可能とする身分証明書若しくは旅行文書を故意に廃棄若しくは除去した場合又は事情に基づきこれらのことが明らかに推定される場合
 4. 外国人が庇護の再申請を提出した場合
 5. 外国人が既に行われた又は間もなく行われる退去強制の決定の執行を遅延させること又は妨害することのみを目的として、庇護申請を提出した場合
 6. 外国人が、第三国国籍者又は無国籍者が加盟国に提出した国際的保護申請の審査を所管する国を決めるための基準及び手続を定める 2013 年 6 月 26 日の欧州議会及び理事会規則 (EU)No.604/2013 を効果的に適用することを目的とした指紋データの照合のためのデータベース EURODOC の設立、加盟国の危険防止官庁 [警察] 及び刑事訴追官

(30) 庇護希望とは、庇護申請の提出前の、国境又は受入施設等における外国人による庇護希望の表明である。

(31) 滞在法第 53 条は国外退去命令について、同法第 54 条は、当該外国人がドイツから出国した場合とドイツに残った場合の公益の比較衡量について定める。

庁〔検察〕並びに欧州警察機関⁽³²⁾の危険防止及び刑事訴追のためのEURODUCのデータとの照合の申請、並びに自由、安全及び法の領域における大規模ITシステムの運用のための欧州庁の設立に関する規則(EU)No.1077/2011の改正に関する2013年6月26日の欧州議会及び理事会規則(EU)No.603/2013(欧州連合官報L版180号2013年6月29日1頁)に基づく指紋採取の義務に従うことを拒否する場合

7. 公共の安全若しくは公共の秩序に関する重大な理由により国外退去命令があった場合又は国の安全若しくは公共の秩序にとって当該外国人が危険であることを推定する重大な根拠がある場合
- (2) 連邦庁が第1項の規定により迅速な庇護手続を行う場合には、庇護申請の提出から1週間以内に決定する。連邦庁がこの期間に決定することができない場合には、通常の手続とする。
- (3) その庇護申請がこの条の規定により迅速な手続で処理される外国人は、連邦庁による庇護申請に係る決定まで、当該外国人の受入れを所管する特別な受入施設に居住する義務を負う。第1文に規定する義務は、次の各号に掲げる場合には、出国まで又は退去強制の警告若しくは命令の執行まで継続する。
 1. 手続が中止される場合
 2. 庇護申請が次に該当するものとして却下される場合
 - a) 第29条第1項第4号の規定により庇護申請が許可されないとき。
 - b) 第29a条又は第30条の規定により庇護申請に明らかに理由がないとき。
 - c) 第71条第4項⁽³³⁾の場合第48条から第50条までの規定は、その適用を妨げない。

第31条 庇護申請についての連邦庁の決定

- (1) 連邦庁の決定は、文書によるものとする。決定には、文書により理由を付さなければならない。異議申立てを受けた決定は、関係者に遅滞なく通知しなければならない。手続のために代理人が任命されなかった場合には、決定主文及び法的救済の教示を当該外国人が理解できると考えるのが妥当な言語に翻訳して、これを添付しなければならない。庇護有資格者及び第1条第1項第2号にいう国際的保護を認定された外国人又は連邦庁が滞在法第60条第5項若しくは第7項に規定する退去強制禁止事由が存在することを確認した外国人には、これにより生じる権利及び義務についても教示する。庇護申請が第26a条又は第29条第1項第1号の規定のみにより却下される場合には、決定は、第34a条⁽³⁴⁾に規定する退去強制の命令と一緒に、当該外国人本人に送達しなければならない。決定は、退去強制又は退去強制の実施を所管する官庁により送達することもできる。当該外国人が代理人により代弁され又は文書受領権を有する者を指名している場合には、これらの者に決定の写しが送付される。
- (2) 許可された庇護申請に係る決定及び第30条第5項に規定する場合の決定においては、外国人に難民の地位又は補完的保護が認定されるか否か及び当該外国人が庇護有資格者

(32) 欧州警察機関(ユーロポール)は、国際犯罪に関するインテリジェンス情報センターであり、加盟国間の情報交換を支援する。ジェームス・シンプソン「合同状況センター」「EU衛星センター」「欧州軍参謀部情報班」「ユーロポール」EUとしてのインテリジェンス『ワールド・インテリジェンス』No.7, 2007.7, p.88を参照。

(33) 第71条第4項は、行政手続法で規定する行政手続の再開の要件が存在しない場合には、庇護法第34条(退去強制の警告)、第35条(許可されない庇護申請の場合の退去強制の警告)及び第36条(明らかに理由がないために許可されない庇護申請の場合の手続)を準用しなければならない旨を定めている。

(34) 第34a条は、外国人を安全な第三国又は庇護手続の実施を所管する国に送還すべき場合には、連邦庁は、退去強制を命令する旨を定めている。

として認定されるか否かを明示しなければならない。第13条第2項第2文に規定する場合には、国際的保護に限定された申請について決定しなければならない。

- (3) 第2項の決定及び許可されない庇護申請に係る決定においては、滞在法第60条第5項又は第7項に規定する強制退去禁止事由の存否について確認しなければならない。ただし、外国人が庇護有資格者として認定された場合又は第1条第1項第2号にいう国際的保護が認定された場合には、これを行わないことができる。
- (4) 庇護申請が第26a条の規定のみにより許可されない申請として却下される場合には、第26条第5項の規定は、第26条第1項から第4項までに規定する場合において、その適用を妨げない。
- (5) 外国人が第26条第1項から第3項までの規定により庇護有資格者として認定された場合又は第26条第5項の規定により第1条第1項第2号にいう国際的保護が認定された場合には、滞在法第60条第5項又は第7項に規定する強制退去禁止事由の存否についての確認を行わないものとする。
- (6) 庇護申請が第29条第1項第1号の規定により許可されない申請として却下される場合には、当該外国人に対し、他のいずれの国が庇護手続の実施を所管するかについて、決定において通知する。

第32条 庇護申請の取下げ又は取りやめの場合の決定

庇護申請が取り下げられる場合又は第14a条第3項の規定により取りやめられる場合には、連邦庁はその決定において、庇護手続が中止される旨及び滞在法第60条第5項又は第7項に規定する強制退去禁止事由の存否を確認する。第33条の場合には、記録に基づいて決定を下さなければならない。

第32a条 手続の休止

- (1) 滞在法第24条⁽³⁵⁾に規定する暫定的な保護を付与されている外国人の庇護手続は、当該者がその滞在許可を保有している間、休止される。当該手続が休止されている間の当該者の法的地位は、この法律に基づかない。
- (2) 外国人が、滞在許可の有効期限の経過後1か月以内に、庇護手続の継続を希望する旨を連邦庁に届け出ない場合には、庇護申請は取り下げられたものとみなす。

第33条 手続における非協力

- (1) 外国人が手続に協力しない場合には、庇護申請は取り下げられたものとみなす。
- (2) 次の各号に掲げるいずれかの場合には、外国人が手続に協力していないとみなす。
1. 外国人が、第15条に規定する申請のために重要な情報の提出要請又は第25条に規定する事情聴取の要請に従わなかった場合
 2. 外国人が潜伏した場合
 3. 外国人が、第56条に規定する滞在承認において定められた移動の制限であって、第30a条第3項に規定する居住義務として服さなければならないものに違反した場合
外国人が、自らの責に帰さない事情により第1文第1号に規定する要請に従わなかったこと又は第1文第2号若しくは第3号に規定する行為を行ったことを、遅滞なく証明する場合には、第1文の規定を適用しない。外国人がこの証明を行うときには、手続を継続しなければならない。手続が第30a条に規定する迅速な手続として実施されていた場合には、第30a条第2項第1文に規定する期限は、新たに開始するものとする。

(35) 滞在法第24条は、欧州連合理事会の決定に基づき、一時的保護を保障される大量難民のうち、ドイツに割り当てられる難民に暫定的な滞在許可を保障する旨を定めている。

- (3) 外国人が庇護手続中に出身国に戻った場合にも、庇護申請は取り下げられたものとみなす。
- (4) 外国人には、本条第1項から第3項の規定により生じる法的効果を、文書により、かつ、[当該文書の]受領確認を得て、教示しなければならない。
- (5) 第1項及び第3項の場合には、連邦庁は、庇護手続を中止する。第1文の規定により庇護手続が中止された外国人は、手続の再開を申請することができる。申請は、当該外国人が手続の中止前に居住を義務付けられていた受入施設に割り当てられた連邦庁の支部において対面で提出しなければならない。外国人が新たに庇護申請を提出する場合には、この申請を第2文に規定する申請とみなす。連邦庁は、中止された手続段階から審査を再開する。第5文の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの場合には、庇護手続を再開してはならず、第2文又は第4文に規定する申請は、再申請（第71条）として取り扱わなければならない。
1. 庇護手続の中止が、[再度の]申請を提出した時点において9か月以上前である場合
 2. 庇護手続が既にこの規定により再開されていた場合
- 手続が、その中止の前に第30a条に規定する迅速な手続として実施されていた場合において、当該手続がこの条の規定により再開されるときには、第30a条第2項第1文に規定する期限は、新たに開始しなければならない。
- (6) 第5項第6文に規定する決定に対する法的救済については、第36条第3項⁽³⁶⁾の規定を準用する。

第4節 滞在の終了（略）

第5章 庇護申請者の受入施設及び振分け

第44条 受入施設の設置及び運営

- (1) 州は、庇護希望者の宿泊のために必要な受入施設を設置及び運営し、並びに受入枠に応じた庇護希望者の受入施設への1月当りの新規入所者数を考慮して必要な数の部屋を用意する義務を負う。
- (2) 連邦内務省又はこれが指定した機関は、州に対して、毎月、庇護希望者の新規入所数並びに予測される[新規入所者数の]伸び及び必要な部屋の数を通知する。
- (3) 社会法典第8編（1990年6月26日の法律第1章，連邦法律公報第I部1163頁）第45条⁽³⁷⁾の規定は、受入施設に適用しない。受入施設の運営責任者は、当該施設において未成年者の監督、世話、養育若しくは教育又は他の類似の方法で未成年者と接触する活動を委託される者について、当該活動のための適性を審査するために、雇用又は長期的なボランティア活動の開始の前に、かつ、定期的に、連邦中央登録簿法第30条第5項及び第30a条第1項に規定する行状証明書⁽³⁸⁾の提出を求めるものとする。受入施設の運営責任者は、第2文に規定する活動のために、刑法典第171条、第174条から第174c

(36) 第36条第3項は、退去強制の警告に対する行政裁判所への異議申立ての申請に係る決定は、1週間以内に通知しなければならない旨を定めている。

(37) Das Achte Buch Sozialgesetzbuch –Kinder und Jugendhilfe–. 社会法典第8編（児童及び青少年支援法）第45条は、児童及び青少年のための施設の運営許可を定めている。

(38) Bundeszentralregistergesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 21. September 1984 (BGBl. I S. 1229, 1985 I S. 195). 行状証明書は、確定判決等を記録するものである。

条、第 176 条から第 180a 条、第 181a 条、第 182 条から第 184g 条、第 184i 条、第 184j 条、第 225 条、第 232 条から第 233a 条、第 234 条、第 235 条又は第 236 条に規定する犯罪行為⁽³⁹⁾を理由として確定判決を受けた者を雇用してはならず、又はこれらの者にボランティア活動を委託してはならない。受入施設の運営責任者は、連邦中央登録簿法第 30 条第 5 項及び第 30a 条第 1 項に規定する行状証明書を読覧した場合には、読覧の事情、行状証明書の日付及び当該者が第 3 文に規定する犯罪行為を理由として確定判決を受けたか否かの情報のみを保存する。受入施設の運営責任者は、第 2 文に規定する活動のための当該者の適性の審査に必要である限りにおいて、これらのデータを修正し、及び利用することができる。データは、不正なアクセスから保護しなければならない。[データの]読覧後に第 2 文に規定する活動が[当該者により]行われなければならない場合には、データを遅滞なく消去しなければならない。データは、第 2 文に規定する活動を最後に行った後、遅くとも 6 か月後には消去しなければならない。

第 45 条 受入枠

- (1) 州は、各州の庇護希望者の受入れ比率（受入枠）を、取決めによって確定することができる。この取決めの成立まで、又はその取決め不成立の場合には、年間の受入枠は、共同学術会議事務局が連邦官報において公示した比率であって、各州の税収及び人口に基づいて算出した前年度の比率（ケーニヒシュタイン比率）⁽⁴⁰⁾とする。
- (2) 2 以上の州は、1 の州がその受入枠に基づいて受け入れなければならない庇護希望者を他の州が引き受けることを取り決めることができる。第 1 文に規定する取決めにおいては、少なくとも、受入れの対象となる者の数及び適切な費用補償を定める。第 1 項に規定する受入枠は、かかる取決めによって影響を受けない。

第 46 条 所管の受入施設の決定

- (1) 第 30a 条第 1 項に規定する要件を満たす外国人の受入れについては、第 45 条に規定する受入枠の範囲で空き部屋がある特別な受入施設（第 5 条第 5 項）であって、当該外国人の出身国からの庇護申請を処理する連邦庁の支部が割り当てられたものが所管する。その他の場合においては、外国人が出頭した受入施設において第 45 条に規定する受入枠の範囲で空き部屋があり、かつ、割り当てられた連邦庁の支部が当該外国人の出身国からの庇護申請を処理する場合には、その受入施設が、当該外国人の受入れを所管する。第 1 文及び第 2 文に規定する要件が存在しない場合には、第 2 項の規定により決定される受入施設が、当該外国人の受入れを所管する。第 1 文の規定により複数の特別な受入施設（第 5 条第 5 項）が候補となる場合には、所管の特別な受入施設の決定について、第 2 項の規定を準用する。
- (2) 連邦内務省が指定した中央庇護希望者振分機関⁽⁴¹⁾は、受入施設から受入れの意思表示があった場合に、当該受入施設を当該外国人の受入れを所管する受入施設に指定する。その指定に際しては、第 45 条に規定する受入枠、当該受入枠の範囲の空き部屋及び当該外国人の出身国を考慮した連邦庁の支部の対応可能性を基準とする。これにより[受

(39) これらは、主に性犯罪である。

(40) ケーニヒシュタイン比率とは、16州が共同で費用を負担する場合に用いられる各州の負担比率をいう。その3分の2は税収比に基づき、3分の1は人口比に基づく。ケーニヒシュタイン比率は、共同学術会議（*Gemeinsame Wissenschaftskonferenz*）により算定される。Josef Isensee und Paul Kirchhof, Hrsg., *Handbuch des Staatsrechts*, Band VI, Heidelberg: C. F. Müller Verlag, 2008, S. 1096. 共同学術会議は、連邦と州の政府の代表者によって構成され、共通の研究・学術政策の課題について討議する。

(41) 具体的には、連邦移民難民庁を指す。同庁は、庇護希望者の各受入施設への振分けのための EASY と呼ばれるシステムを運営する。

入れの意思表示を行った受入施設以外の]複数の受入施設が候補となる場合には、[受入れの意思表示を行った受入施設の]最寄りの施設が所管の施設として指定される。

- (2a) 第 45 条第 2 項第 1 文に規定する取決めに より、第 1 項及び第 2 項の規定とは異なる施設が所管の施設となる場合には、当該取決めに基 づいて受入れの義務を負う受入施設が、当該外国人を 実際 に受け入れる。状況に応じて可能な限り、第 2 項に規定する振分けの際には、当該取決めが考慮される。
- (3) 受入れの意思表示を行う受入施設は、中央庇護希望者振分機関に対して、外国人の出身国の情報を付して外国人の人数のみを通知する。外国人及び第 26 条第 1 項から第 3 項までにいう家族構成員は、グループとして登録しなければならない。
- (4) 州は、中央庇護希望者振分機関が、常時、所管の受入施設の指定に必要な情報、特に各受入施設の入出所者数、施設在籍者数及び空き部屋の状況についての情報の提供を受けよう、保障する。
- (5) 州政府又はこれが指定した機関は、州が受入枠に基 づいて受入れの義務を負うものの、受入施設内の空き部屋を利用することができない場合、中央庇護希望者振分機関を所管の受入施設に指定する。

第 47 条 受入施設における滞在

- (1) 庇護申請を連邦庁の支部に提出しなければならない(第 14 条第 1 項)外国人は、6 週間、最長でも 6 か月間を限度として、所管の受入施設に居住する義務を負う。第 14 条第 2 項第 1 文第 2 号に該当する場合であって、同規定上の要件が連邦庁の決定前に消滅しているときも、同様とする。
- (1a) 第 1 項の規定にかかわらず、安全な出身国(第 29a 条)からの外国人は、庇護申請についての連邦庁の決定まで、及び第 29a 条の規定により明らかに理由がないとする庇護申請の却下又は第 29 条第 1 項第 1 号の規定により許可されない庇護申請の却下の場合には出国又は退去強制の警告若しくは命令の執行まで、所管の受入施設に居住する義務を負う。第 48 条から第 50 条までの規定は、その適用を妨げない。
- (2) 未成年かつ未婚の子の親が受入施設に居住する義務を負う場合には、その子は庇護申請を提出していないときでも受入施設に居住することができる。
- (3) 受入施設に居住する義務を負う間、当該外国人は、所管の官庁及び管轄権を有する裁判所と連絡を取ることができるようにしておかなければならない。
- (4) 受入施設は、外国人による庇護申請の提出後 15 日以内に、可能な限り文書により、かつ、当該外国人が理解できると考えるのが妥当な言語で、庇護申請者給付法⁽⁴²⁾に基づく外国人の権利及び義務を教示する。受入施設は、第 1 文に規定する教示において、外国人に対して法的支援を行うことができる者並びに住居相談及び医療相談を行う団体を記載する。

第 48 条 受入施設における居住義務の終了

受入施設に居住する義務は、次の各号に掲げるいずれかの場合には、6 か月が経過する前に終了する。

1. 外国人が他の場所又は他の施設に居住する義務を負う場合
2. 外国人が庇護有資格者として認定された場合又は第 1 条第 1 項第 2 号にいう国際的保護が認定された場合

(42) Asylbewerberleistungsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 5. August 1997 (BGBl. I S. 2022).

3. 庇護申請の提出後、連邦領域内における婚姻又は生活パートナーシップの成立によって、滞在法に基づく滞在資格の付与を請求するための要件が満たされる場合

第 49 条 受入施設からの退去

- (1) 受入施設に居住する義務は、退去強制の警告が確定したものの退去強制が短期間では可能ではない場合又は当該外国人に滞在法第 24 条に規定する滞在許可が付与される場合には、終了しなければならない。
- (2) 居住義務は、公衆衛生上の理由、公共の安全又は秩序の理由、その他やむを得ない理由により、終了せしめることができる。

第 50 条 州内における庇護申請者の振分け

- (1) 連邦庁が所管の州の官庁に次の各号に掲げるいずれかを通知する場合には、外国人は、遅滞なく受入施設から退出しなければならない、同州内での振分けに服さなければならない。
1. 庇護申請が許可されないこと若しくは明らかに根拠がないことを決定できない若しくは短時間には決定できない場合又は当該外国人自身若しくは第 26 条第 1 項から第 3 項までにいう家族構成員について滞在法第 60 条第 5 項又は第 7 項に規定する強制退去禁止事由の存否を決定することができない場合若しくは短時間には決定できない場合
 2. 行政裁判所が連邦庁の決定に対する [当該外国人が起こした] 訴訟に関して延期の効果を命じた場合
外国人が、その他の理由から受入施設に居住する義務をもちや負わなくなった場合にも、州内における振分けを行うことができる。
- (2) 州政府又はこれが指定した機関は、州法に別段の定めがある場合を除き、法規命令によって振分けを定める権限を有する。
- (3) 州の所管官庁は、3 営業日以内に、連邦庁に対して、当該外国人が振分けに基づいて居住しなければならない外国人官庁の所管地区を通知する。
- (4) 州の所管官庁は、居住地指定の決定を発令する。発令は、文書によるものとし、かつ法的救済手段の教示を伴うべきものとする。理由を付する必要はない。当該外国人に対する事情聴取は不要とする。居住地指定の際には、第 26 条第 1 項から 3 項までにいう家族構成員の世帯又はこれと同様に重大な人道上の理由を考慮しなければならない。
- (5) 居住地指定の決定は、外国人本人に送達しなければならない。当該外国人が代理人により代弁され又は文書受領権を有する者を指名している場合には、当該決定の写しがこれらの者にも送付されるものとする。
- (6) 外国人は、[居住地指定の] 決定に掲げられた機関に遅滞なく出頭しなければならない。

第 51 条 州を越える庇護申請者の振分け

- (1) 外国人が受入施設に居住する義務を負わず、又はもちや負わなくなった場合には、州を超える [庇護申請者の] 振分けにおいても、第 26 条第 1 項から第 3 項までに規定する家族構成員の世帯又はこれと同様に重大な人道上の理由を考慮しなければならない。
- (2) 第 1 項に規定する振分けは、外国人の申請を受けて行う。当該申請については、新たな滞在先として申請のあった州の所管官庁が決定する。

第 52 条 受入枠への算入

第 45 条に規定する受入枠には、第 14 条第 2 項第 1 文第 2 号及び第 3 号、第 14a 条並びに第 51 条の場合の庇護希望者の受入れも、算入される。

第53条 共同生活施設における居住

- (1) 庇護申請を提出した外国人であって、受入施設に居住する義務を負わず、又はもはや負わなくなった者は、原則として共同生活施設に居住しなければならない。その際、公共の利益及び当該外国人の利益を考慮しなければならない。
- (2) 共同生活施設における居住義務は、連邦庁が外国人を庇護有資格者として認定した場合、又は上訴されていたとしても裁判所が連邦庁に対して庇護有資格者としての認定を義務付けた場合には、当該外国人によって他に住居を確保したことの証明がなされ、かつ、それに伴って公的機関に多額の費用が生ずることがない場合に限り、終了する。連邦庁又は裁判所が第1条第1項第2号にいう国際的保護を外国人に認定した場合にも、同様とする。第1文及び第2文に規定する場合には、第26条第1項から第3項までにいう家族構成員についても、上記の義務は終了する。
- (3) [共同生活施設の運営については]第44条第3項の規定を準用する。

第54条 連邦庁への報告

外国人が滞在又は居住しなければならない地区を所管する外国人官庁は、次の各号に掲げる事項を連邦庁に遅滞なく報告する。

1. 当該外国人の召喚可能な住所
2. 行方調査のための公示

第6章 庇護手続中の滞在の権利

第55条 滞在承認

- (1) 庇護を願い出る外国人には、庇護手続の遂行のために、第63a条第1項に規定する到着証明書の交付以降、連邦領域における滞在が承認される（滞在承認）。ただし、当該外国人は、特定の州又は場所に滞在することを求めることはできない。到着証明書が交付されなかった場合には、庇護申請の提出をもって滞在承認の効果が生じる。
- (2) 庇護申請の提出によって、滞在資格の要件の免除、有効期間6か月までの滞在資格並びに滞在法第81条第3項及び第4項⁽⁴³⁾に規定する滞在資格申請の効力は、消滅する。外国人が有効期間が6か月を超える滞在資格を有しており、その延長を申請している場合においては、滞在法第81条第4項の規定は、その適用を妨げない。
- (3) 権利の取得若しくは行使又は優遇措置に際して、連邦領域における滞在期間が基準となる場合には、第1項に規定する滞在の期間は、当該外国人が庇護有資格者として認定された場合又は第1条第1項第2号にいう国際的保護が認定された場合に限り、算入される。

第56条 移動の制限

- (1) 滞在承認の適用地域の範囲は、当該外国人の受入れを所管する受入施設がある外国人官庁の所管地区に限るものとする。
- (2) 外国人が別の外国人官庁の所管地区に滞在する義務を負う場合には、滞在承認の適用地域の範囲は、当該地区に限るものとする。

(43) 滞在法第81条第3項は、滞在許可を有せずに滞在許可を申請する場合には、外国人官庁が許可を決定するまで、滞在が許可される旨を定めている。同条第4項は、滞在許可を有する外国人が、滞在許可の期限が切れる前に、当該滞在許可の更新又は別の滞在許可を申請する場合には、当該滞在許可の期限が切れた後、外国人官庁が許可を決定するまで、滞在が許可される旨を定めている。

(3)（削除）

第 57 条 受入施設のある滞在地区からの移動

- (1) 連邦庁は、受入施設に居住する義務を負う外国人に対して、やむを得ない理由により必要である場合には、滞在承認の適用地域の外への一時的な移動を許可することができる。
- (2) 代理人、国連難民高等弁務官事務所及び難民支援機関に出頭する期日を守るために、許可は、遅滞なく与えられなければならない。
- (3) 外国人が、出頭が必要とされる官庁又は裁判所に出頭する期日を守るために、移動の許可は不要とする。ただし、当該外国人は、その期日を受入施設及び連邦庁に届けておかななければならない。

第 58 条 指定された滞在地区からの移動

- (1) 外国人官庁は、受入施設に居住する義務を負わないか又はもはや負わなくなった外国人に対して、滞在承認の適用地域から一時的に移動すること、又は他の外国人官庁の所管地区に一般的に滞在することを許可することができる。公共の利益を損なう事態が差し迫っている場合、やむを得ない理由から必要とされる場合、又は許可しないとすればそのことが不当に過酷な負担を意味すると思料される場合には、当該移動を許可しなければならない。第 61 条第 2 項の規定により許可される就労のため、又は職業教育及び職業訓練の受講若しくは州立大学、州に認可された大学若しくは同等の教育訓練機関における学業に必要な通学のためには、原則として移動を許可する。許可には、一般的な滞在が許可されている地区を所管する外国人官庁の同意を要する。
- (2) 代理人、国連難民高等弁務官事務所及び難民支援機関に出頭する期日を守るために、許可は、与えられるものとする。
- (3) 外国人が、出頭が必要とされる官庁又は裁判所に出頭する期日を守るために、移動の許可は不要とする。
- (4) 裁判所が連邦庁に対して、外国人を庇護有資格者として認定すること、外国人に第 1 条第 1 項第 2 号にいう国際的保護を認定すること又は滞在法第 60 条第 5 項若しくは第 7 項に規定する要件を認めることを義務付けた場合には、当該の決定が確定していなくても、外国人は、許可なしに滞在承認の適用地域から一時的に移動することができる。第 1 文の規定は、第 26 条第 1 項から第 3 項までにいう家族構成員に準用する。
- (5) 郡又は郡に属する市町村の外国人官庁は、外国人に対して、当該郡の全域における一時的な滞在を一般的に許可することができる。
- (6) 州政府は、地域の状況を考慮して、法規命令により、外国人が許可なしに複数の外国人官庁の所管地区を包含する地域、州の全域、又は関係する州政府の了解がある場合には他の州に滞在することができる旨を定めることができる。

第 59 条 移動制限の義務の強制

- (1) 滞在法第 12 条第 3 項に規定する [滞在が許可されていない] 地区を退去する義務は、必要である場合には、警告なしでも直接、強制力の行使によって履行させることができる。その際、[本来の滞在地までの] 旅程及び輸送手段を指図するものとする。
- (2) 第 59a 条第 2 項の場合をも含め、[滞在が許可されていない] 地区を退去する義務が当該外国人の自由意思によっては履行されることが保証されない場合及びその義務を他の方法で強制すれば非常な困難を生じ又は危険を生ずる場合には、当該外国人を拘束し、かつ、[滞在が許可されていない] 地区からの退去義務の履行強制を目的として裁判所

の命令に基づいて勾留しなければならない。

(3) 第1項及び第2項に規定する措置については、次の各号に掲げる官庁が所管する。

1. 州警察
2. 外国人が庇護を願い出た国境警備官庁
3. 外国人が滞在する地区を所管する外国人官庁
4. 外国人が出頭した受入施設
5. 外国人を受け入れた受入施設

第59a条 移動制限の義務の消滅

(1) 外国人が、連邦領域において3か月以上継続して滞在することを許可され、猶予され又は承認されている場合には、第56条に規定する移動制限の義務は消滅する。移動制限の義務は、第1文の規定にかかわらず、外国人が所管の受入施設に滞在する義務を負う間は存続する。

(2) 移動制限の義務は、滞在承認の消滅後も、当該義務が取り消されるまで効力を有する。ただし、最長でも第1項に規定する時点までとする。第1文の規定にかかわらず、滞在法第25条第1項第3文又は第25条第2項第2文⁽⁴⁴⁾の規定により滞在が許可されているとみなされる場合又は滞在資格が付与される場合には、移動制限の義務は消滅する。

第59b条 移動制限の義務の命令

(1) 所管の外国人官庁は、次の各号に掲げるいずれかの場合には、第59a条第1項の規定とは関係なく、滞在承認中の移動制限の義務を命ずることができる。

1. 外国人が、外国人のみがその構成要件を満たすことができる犯罪行為を除く犯罪行為を理由として確定判決を受けた場合
2. 外国人が麻薬法⁽⁴⁵⁾の規定に違反した旨の推定の根拠となる事実がある場合
3. 外国人に対して滞在終了のための具体的な措置が近日中に行われる場合

(2) 第56条、第58条、第59条及び第59a条第2項の規定は、準用する。

第60条 滞在承認への付帯的条件

(1) 受入施設に居住する義務を負わず、又はもはや負わなくなったが、生計が確保されていない（滞在法第2条第3項）外国人は、第50条第4項の規定により振分けが決定された場所を通常の滞場所とする義務を負う（居住地指定）。第51条の規定により州を越える振分けが行われる場合には、これに基づく滞所在地に鑑みて居住地が指定される。外国人は、居住地として指定された場所から許可なしに一時的に移動することができる。

(2) 受入施設に居住する義務を負わないか又はもはや負わなくなったが、生計が確保されていない（滞在法第2条第3項）外国人に対しては、次の各号に掲げるいずれかを義務付けることができる。

1. 特定の自治体、居宅又は生活施設における居住
2. 特定の自治体、居宅又は生活施設への転居
3. 同一の州の他の外国人官庁が所管する地区における通常の滞在及び居宅又は生活施設における居住

第1文第2号に規定する場合において、外国人が6か月以上自治体、居宅又は生活施設に滞在していた場合には、当該外国人の意見を聴取しなければならない。外国人又は

(44) これらの規定は、有庇護資格者として認定された外国人又は難民の地位若しくは補完的保護を認定された外国人については、外国人官庁が滞在許可について決定するまで、滞在が許可されているとみなされる旨を定めている。

(45) *Betäubungsmittelgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 1. März 1994 (BGBl. I S. 358)*.

その弁護士が、予定されている居住について2週間以内に意見を表明する機会を与えられる場合には、意見の聴取は行われたものとみなす。優越的に認めるに値する公共の利益がある場合には、意見の聴取を行わない。

- (3) 第1項第1文に規定する措置は、第50条に規定する州の所管官庁が行う。居住地の指定は、第50条に規定する州内への振分けと同時にを行うものとする。第1項第2文に規定する措置は、第51条第2項第2文に規定する州の所管官庁が行う。居住地の指定は、第51条第2項第2文に規定する州を越える振分けと同時にを行うものとする。第2項に規定する措置は、自治体又は外国人が居住すべき居宅若しくは生活施設がある地区を所管する外国人官庁が行う。

第61条 就労

- (1) 受入施設に居住する義務を負う間、外国人は、いかなる就労も行ってはならない。
- (2) その他、3か月以上滞在を承認されている庇護申請者については、滞在法第4条第3項の規定にかかわらず、連邦雇用エージェンシーの同意がある場合又は連邦雇用エージェンシーの同意がなくても就労が可能である旨が法規命令により定められている場合には、就労を許可することができる。[国外退去強制が] 猶予されていた滞在期間又は適法な事前の滞在期間は、第1文に規定する待機期間[3か月]に算入する。滞在法第39条、第40条第1項第1号及び第2項、第41条並びに第42条⁽⁴⁶⁾の規定は、準用する。第29a条に規定する安全な出身国からの外国人であって、2015年9月1日以降に庇護申請を提出したものには、庇護手続中、就労を許可してはならない。

第62条 健康診断

- (1) 受入施設又は共同生活施設に居住する義務を負う外国人は、レントゲン撮影を含め、伝染病についての医師による検診を受けなければならない。州の保健を所管する最上級官庁又はこれが指定した機関は、検診の範囲及び検診に当たる医師を指定する。
- (2) 検診の結果は、収容を所管する官庁に通知しなければならない。検診の際に感染症予防法⁽⁴⁷⁾第6条の規定により報告が必要である病気の場合、又は同法第7条に規定する病原体への感染が疑われる若しくは感染が確認された場合には、当該検診の結果を連邦庁に通知しなければならない。

第63条 滞在承認証明書

- (1) 滞在資格を有しない外国人には、庇護申請の提出から3営業日以内に、身元表示及び写真付きの滞在承認証明書が交付される。第3項第2文の場合には、外国人に対して、庇護申請の提出時に、第1文に規定する期間内に所管の外国人官庁において証明書の交付を申請することを要請しなければならない。
- (2) 証明書には期限を付さなければならない。外国人が受入施設に居住する義務を負う場合には、その期限は最長3か月とし、その他の場合には、6か月とする。
- (3) 外国人が受入施設に居住する義務を負う場合には、連邦庁が滞在承認証明書を交付する。その他の場合には、滞在承認の適用地区又は外国人が居住する義務を負う地区を所管する外国人官庁が滞在承認証明書を交付する。移動制限の義務化及び変更並びにその命令（第59b条）は、これらを命じた官庁も注記することができる。
- (4) 滞在承認証明書は、滞在承認が消滅するときに回収するものとする。

(46) これらの規定は、外国人の就労についての連邦雇用エージェンシーの関与を定めている。

(47) Infektionsschutzgesetz vom 20. Juli 2000 (BGBl. I S. 1045).

(5) 滞在承認証明書には、次の各号に掲げる事項を記載する。

1. 第 63a 条第 1 項第 2 文第 12 号に規定する到着証明書の交付日付
2. 庇護申請の日付

その他については、滞在法第 78a 条第 5 項⁽⁴⁸⁾の規定を準用する。

第 63a 条 庇護希望者の登録証明書

(1) 庇護を願い出て、庇護法又は滞在法の規定により鑑識措置を受けたが、未だ庇護申請を提出していない外国人に対しては、遅滞なく庇護希望者登録証明書（到着証明書）を交付する。この証明書には、次の各号に掲げる事項を可視的に記載しなければならない。

1. 氏名
2. 旧姓
3. 写真
4. 生年月日
5. 出生地
6. 国籍の略称
7. 性別
8. 身長及びこう彩色
9. 所管の受入施設
10. 証明書の一連番号（AKN 番号）
11. 交付官庁
12. 交付日付
13. 署名
14. 有効期間
15. 延長に関する注記
16. 登録官庁の官庁番号（AZR 番号）
17. 同伴する未成年の児童及び青少年の氏名に関する注記
18. 記載内容が所有者自らの申告によるものであることの注記
19. この証明書によっては旅券所持義務及び身分証明書所持義務を果たすことができない旨の注記
20. 機械可読領域
21. バーコード

機械可読領域には、第 2 文第 1 号、第 4 号、第 6 号、第 7 号、第 10 号及び第 14 号に規定する事項、略称「MED」、検査数字並びに空白を含む。自動的に生成されたバーコードは、第 3 文に規定する事項、デジタル署名及び AZR 番号を含む。到着証明書の交付の時点で満 10 歳以上の児童は、署名を行わなければならない。

(2) 第 1 項に規定する証明書には、最長 6 か月の期限を付さなければならない。証明書は、次の各号に掲げるいずれかの場合には、特例として、最長で 3 か月ごとに延長するものとする。

1. 外国人に対して、第 1 文に規定する期限又は第 2 文の規定により延長した期限が経過するまでに、第 23 条第 1 項の規定により連邦庁の支部に出頭する期日の指定がなかった場合

(48) 滞在法第 78a 条第 5 項は、滞在資格証の形式を定めている。

2. 第 23 条第 1 項の規定により当該外国人に対して指定された連邦庁の支部に出頭する期日が、第 1 文に規定する期限又は第 2 文の規定により延長した期限の後である場合
 3. 外国人が、その責に帰さない理由により、指定された期日に出頭しなかった場合
- (3) 第 1 項に規定する証明書の交付、宛先変更及び期限延長は、受入施設に割り当てられた連邦庁の支部が当該外国人の鑑識措置及び個人データの加工を行わないときには、当該外国人に配分された受入施設が行う。受入施設に居住する義務をもちや負わなくなった外国人については、当該外国人が滞在及び居住を義務付けられている地区を所管する外国人官庁が証明書の延長を行う。かかる義務がない場合には、外国人が実際に滞在する地区を所管する外国人官庁が証明書の延長を行う。
- (4) 第 1 項に規定する証明書の有効期間は、第 2 項第 1 文に規定する期限若しくは第 2 項第 2 文の規定により延長した期限、第 63 条に規定する滞在承認証明書の交付又は第 67 条に規定する滞在承認の消滅をもって終了する。第 1 項に規定する証明書は、滞在承認証明書の交付時に回収するものとする。滞在承認証明書を交付する官庁が、回収を行う。
- (5) [到着] 証明書の所有者は、所管の受入施設、連邦庁又は外国人官庁に対して、次の各号に掲げる事項を遅滞なく行わなければならない。
1. 記載内容に誤りがある場合における到着証明書の提出
 2. 新しい到着証明書又は滞在承認証明書の受領時における要求に応じた到着証明書の引渡し
 3. 到着証明書の紛失の届出及び発見した場合におけるその提出
 4. 到着証明書によりその所有者の身元を明白に確認できない場合又は到着証明書が不正に改変されている場合における要求に応じた当該到着証明書の引渡し

第 64 条 証明書の所持義務

- (1) 外国人は、庇護手続中、滞在承認証明書によって、身分証明書所持義務を果たす。
- (2) 証明書は、国境を越えて効力を有しない。

第 65 条 旅券の返却

- (1) 旅券又は旅券代用書類が庇護手続を執行し続ける上で必要とされず、当該外国人が滞在資格を有し、又は外国人官庁が他の法律の規定に基づいて滞在資格を当該者に付与する場合、旅券又は旅券代用書類は、当該外国人が庇護申請を提出した後返却されなければならない。
- (2) 第 58 条第 1 項に規定する場合の旅行のため、有効期間の延長又は外国人の出国の準備のために、旅券又は旅券代用書類が必要であるときには、旅券又は旅券代用書類を当該外国人に一時的に返却することができる。移動制限の義務が消滅した（第 59a 条）後の旅行については、第 1 文の規定を準用する。

第 66 条 行方調査のための公示

- (1) 滞在場所が不明であって、次に掲げる各号のいずれかに該当する外国人については、その行方調査のために外国人中央登録簿及び警察の捜索において公示を行うことができる。
 1. 案内した受入施設に 1 週間以内に現れない場合
 2. 受入施設を出て、1 週間以内に戻らない場合
 3. 居住地の指定又は第 60 条第 2 項第 1 文に規定する指示に 1 週間以内に従わない場合
 4. 外国人が申告した住所又は居住しなければならない生活施設の住所において連絡を

取ることができない場合

当該の住所に送達された郵便物を外国人が2週間以内に受領しない場合には、[第1文]第4号に規定する要件に該当するものとみなす。

- (2) 公示は、受入施設、外国人が滞在若しくは居住を義務付けられている地区を所管する外国人官庁又は連邦庁が行う。公示は、このための権限を有する者のみが行うことができる。

第67条 滞在承認の消滅

- (1) 次の各号に掲げる場合には、滞在承認は消滅する。

1. 外国人が第18条第2項及び第3項の規定により現場退去命令又は現場退去強制を受けた場合
 - 1a. (削除)
2. 外国人が、到着証明書の交付後2週間以内に庇護申請を提出しない場合
3. 庇護申請を取り下げた場合には、連邦庁の決定が送達されたとき。
4. この法律又は滞在法第60条第9項⁽⁴⁹⁾の規定による退去強制の警告が執行可能となった場合
5. 第34a条に規定する退去強制の命令が執行可能となった場合
- 5a. 滞在法第58a条⁽⁵⁰⁾に規定する退去強制の命令が通知された場合
6. その他の場合については、連邦庁の決定が確定したとき。

第23条第1項に規定する場合において、連邦庁の支部に出頭する期日として外国人に対して指定された日が第1文第2号に規定する期限よりも後であるときには、滞在承認は、外国人がこの[出頭]期日までに庇護申請を提出しない場合に、この規定により消滅する。

- (2) 次の各号に掲げるいずれかの場合には、滞在承認は再び効力を生じる。

1. 第33条第5項第1文の規定により中止された手続が再開される場合
2. 外国人が第1項第1文第2号又は第2文に規定する期限を過ぎて庇護申請を提出した場合

第68条 (削除)

第69条 (削除)

第70条 (削除)

第7章 再申請及び第2次申請 (略)

第8章 法的地位の消滅 (略)

第9章 裁判手続 (略)

第10章 罰則規定及び過料規定 (略)

(49) 滞在法第60条第9項は、外国人が重大な理由によりドイツ連邦共和国又は公衆にとって危険人物である場合には、外国人官庁は、庇護法の規定にかかわらず、当該外国人に対して退去強制を命令し、これを執行することができる旨を定めている。

(50) 滞在法第58a条は、州の最上級官庁は、事実に基づいて外国人がテロ等を起こすことが予想される場合には、事前の警告なく、退去強制を命令することができる旨を定めている。

第 11 章 経過規定及び雑則（略）

附則Ⅰ（第 26a 条関連）

（典拠：連邦法律公報第Ⅰ部 2008 年 1822 頁）

ノルウェー

スイス

附則Ⅱ（第 29a 条関連）

（典拠：連邦法律公報第Ⅰ部 2015 年 1725 頁）

アルバニア

ボスニア・ヘルツェゴビナ

ガーナ

コソボ

マケドニア旧ユーゴスラビア共和国

モンテネグロ

セネガル

セルビア

（わたなべ ふくこ）

（本稿は、筆者が海外立法情報課在籍中に翻訳したものである。）